

平成29年度

水力発電の導入促進のための事業費補助金
(水力発電実証モデル事業)

公募要領

(三次公募)

平成29年8月

一般財団法人 新エネルギー財団

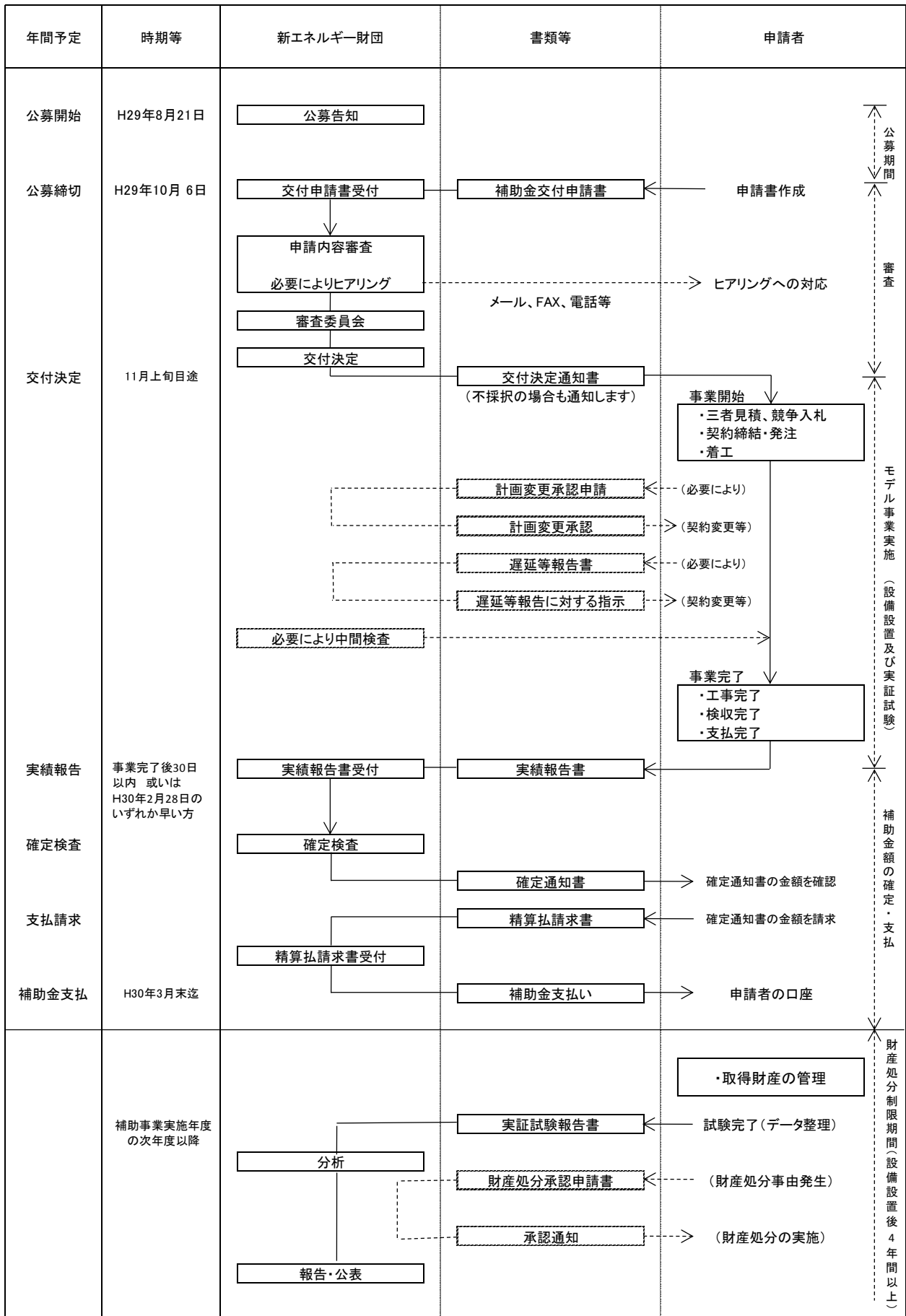
補助金の交付申請又は受給される皆様へ

当補助金については、国庫補助金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処しております。

従って、補助金交付の申請をされる方、申請後、採択が決定し補助金を受給される方におかれましては、以下の点につきまして、充分ご認識された上で、補助金の申請又は受給を行っていただきますようお願いいたします。

1. 補助金の申請者が一般財団法人新エネルギー財団（以下「財団」という。）に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないで下さい。
2. 当財団から補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完了させた設備等については、補助金の交付対象とはなりません。
3. 補助金で取得、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該資産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう）しようとするときは、事前に処分内容等について当財団の承認を受けなければなりません。なお、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
4. また、偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、当財団として補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
5. 上述の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を返還していただくこととなります。併せて、新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執ると共に、当該事業者の名称及び不正の内容を公表させていただきます。
6. なお、補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。
7. 当該補助事業に関する個々の情報の公表・非公表の取扱いについては、情報公開法に基づく情報開示に準ずることとします。

手続きの一般的な流れ



目次

1. 事業概要	1
1-1 事業目的・概要.....	1
1-2 予算額・補助対象事業・事業スキーム.....	1
1-3 補助対象事業の要件.....	3
1-4 補助対象経費.....	4
1-5 補助率及び補助金額について.....	6
1-6 事業期間.....	6
1-7 複数年度事業について.....	6
2. 実施方法	8
2-1 公募期間について.....	8
2-2 交付の申請について.....	8
2-3 交付決定について.....	8
2-4 採択結果の公表について.....	9
2-5 採択事業者向けの説明会について.....	9
2-6 補助事業の開始について.....	9
2-7 補助事業の計画変更について.....	10
2-8 補助事業の完了について.....	10
2-9 実績報告及び額の確定について.....	10
2-10 補助金の支払いについて.....	11
2-11 取得財産の管理等について.....	11
2-12 実証試験期間及び実証試験報告について.....	11
2-13 成果報告について.....	12
2-14 罰則・加算金等について.....	13
2-15 暴力団排除について.....	13
2-16 個人情報の取り扱いについて.....	14
3. 審査	15
3-1 審査方法.....	15
3-2 審査項目.....	15
4. お問い合わせ先	16
5. 申請方法	17
5-1 公募期間.....	17
5-2 書類提出先.....	17
5-3 提出方法及び提出期限.....	17
5-4 提出書類の作成方法.....	17
5-5 作成方法.....	18
6. 関連資料	43
交付規程	47

1. 事業概要

1-1 事業目的・概要

水力発電の試験設備（以下「実証設備」という。）を用いた水力発電の高効率化の技術開発及びコスト低減等の実現に向けた水力発電実証モデル事業（以下「モデル事業」という。）に要する経費を補助することにより、水力発電の導入を促進し、もって内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギー需給構造の構築を図ることを目的とします。

1-2 予算額・補助対象事業・事業スキーム

(1) 予算額

4億円

(2) 補助対象事業

モデル事業を実施するために必要な水力発電のモデル実証設備の建設及び実証試験を行う事業を補助対象事業とします。

なお、以下は事業例となりますが、あくまでもイメージを想起するための例示であり、各ご提案の内容を束縛するものではありません。

事業例	具体例
低コスト化に資する技術の開発・実証	<ul style="list-style-type: none">・ 状況に柔軟に対応できる高効率発電設備の開発（例えば、低落差でも発電可能設備など）・ 設備の省略を可能とする水車発電機の開発（例えば、余水路、除塵機、水門扉などの省略。）・ 低コスト化や長寿命化を実現する設備材料の開発、適用 など
設置可能箇所の拡大に資する技術の開発・実証	<ul style="list-style-type: none">・ 現在の水利用条件を活かした発電効率の向上・ 水流の改善を図るための技術・ノウハウの向上・ 新たな電力活用ニーズに向けた技術の開発、適用 など

(3) 事業スキーム

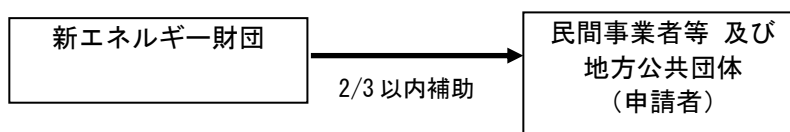
民間事業者等（※1）及び地方公共団体（※2）が対象となります。

※1：民間事業者等は、法人及び青色申告を行っている個人事業者とします。

なお、特定目的会社（SPC）および有限責任事業組合（LLP）が申請する場合は、主たる出資者又は出資表明者あるいは組合員が申請者に責任を持って履行させるとした確約書を提出すること。

また、水力発電実証モデル事業を行うためにSPC等の別の団体を設立する具体的計画がある場合、申請者がその主たる構成メンバーであること。

※2：地方公共団体は、地方自治法第1条の3に規定する普通地方公共団体（都道府県及び市町村）及び特別地方公共団体（特別区、地方公共団体の組合及び財産区）とします。



- ・ 補助対象となる事業は、水力発電所（以下「発電所」という。）を新設等する場合とします。
- ・ 経済産業省から補助金等停止措置又は指名停止措置が講じられている申請者は対象外とします。
- ・ 公的資金の交付先として社会通念上適切と認められない申請者は対象外とします。

1-3 補助対象事業の要件

- (1) 新設等する発電所の発電出力が、20kW以上3,000kW以下であること。
- (2) 本事業期間中及び財産処分制限期間中は、固定価格買取制度による売電を行わないこと。
本事業期間及び財産処分制限期間中の実証事業が完了し、補助目的を達成した設備については、この限りではない。
- (3) 共同事業者は、補助事業に対して費用負担すること。
- (4) 実施計画書に基づき実施される事業であること。
- (5) 実施計画書に係る事業の計画が確実かつ合理的であること。
- (6) 当該技術等の新規性が認められること。また、当該技術等が水力発電開発の低コスト化や設置可能箇所拡大等に資することが認められること。
- (7) モデル事業の実施によって、他の団体等に対する波及効果（汎用性）が見込まれること。
- (8) 補助対象経費に、当該補助金以外に国からの補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第1項に規定する補助金等をいう）を含めないこと（ただし、法令等の規定により、補助対象経費に充当することが認められていることが証明できるものを除く）。
- (9) 実証設備導入開始年度の申請において、許認可（届出）等必要なもので許可等が得られていないものは、その取得についての進捗状況、取得見通しについて記載されていること。
- (10) 実証試験期間は、実証設備設置完了後、4年間とし、その期間における運転データ等（点検頻度等の保守管理情報、事故・不具合情報を含む）を測定・分析すると共に、実証試験結果を、実証試験報告書として取りまとめて提出すること。

1-4 補助対象経費

(1) 実証設備設置等経費		
区分	内容	備考
人件費	実証設備設置等に必要な調査・設計・企画・調整等を行う職員等の人件費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業に従事する職員等の作業時間に対する人件費とし、時間単価は、健保等級単価計算或いは実績単価計算に基づくこと。 ・ 補助事業者が自ら実施する調査・設計・企画・調整等の直接経費のみが対象。 ・ 外注先との打合せや当財団との打合せ等は対象外。 ・ 地方公共団体は対象外。
設計費	実証設備設置等に必要な実施設計費等 【注記】 実施設計： 基本設計によって策定された計画の詳細設計。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本設計費は補助対象外。 【注記】 基本設計： 経済性を評価するための設計作業。最適発電規模を決定するとともに、主要構造物の設計及び図面作成、電気設備関係の設計、仮設備計画の立案、施工計画及び工事工程の立案、工事数量及び工事費の積算等を行う。
設備費	実証設備設置等に必要な機械装置、制御盤、監視装置、配管類、送・配・変電設備及びこれらに附帯する設備の購入、製造（改造を含む）、据付け、輸送、保管に要する費用 （ただし、土地の取得及び賃借料を除く。） 【注記】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 賃借料には、リース代を含む。 ・ これらに附帯する設備： 実証試験報告書作成のために最低限必要な計測機器、データ記録及び集計のための機器（データ取得専用を使用するものに限る。）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中古品の導入は補助対象外。

工事費	実証設備設置等に不可欠な工事に必要な経費 【注記】 不可欠な工事： 建物、土木構造物の工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃止発電所等の撤去費は補助対象外。 ・ 土地造成、整地及び地盤改良工事は補助対象外。 ・ 植栽及び外構工事（電気事業法（技術基準）で必要なものは除く。）は補助対象外。
-----	---	---

（２）実証試験経費		
区分	内容	備考
人件費	実証試験に必要な職員等の人件費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業に従事する職員等の作業時間に対する人件費とし、時間単価は、健保等級単価計算或いは実績単価計算に基づくこと。 ・ 補助事業者が自ら実施する実証試験の直接経費のみが対象。 ・ 外注先との打合せや当財団との打合せ等は対象外。 ・ 地方公共団体は対象外。
事業費	実証試験に直接要した経費（外注費、リース料、メンテナンス費用等）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 修理費は除く。

ただし、以下の点に留意すること。

- ① 補助金に消費税分は含まれません。
- ② 実証試験経費は、実証設備設置完了後、最大1年間を補助対象とします。
- ③ 自社調達がある場合は、利益相当分を補助対象経費から排除してください（【関連資料1】を参照）。
- ④ 補助金と、エネルギー環境負荷低減推進税制（グリーン投資減税）との併用はできません。
- ⑤ 共同申請において、原則事業者が他の共同事業者と取引することはできません。

1-5 補助率及び補助金額について

(1) 補助率について

2／3以内

(2) 補助金額について

補助金額は補助対象経費に補助率を乗じた額となります。ただし、1件当たりの補助金の上限額は、原則として7億円／年とします。

予算額を超える申請があった場合等には、採択された場合でも申請された補助金額が減額される場合がありますのでご了承ください。

事業計画の変更により補助対象経費に変更がある場合であっても、実際に支払われる補助金の額は交付決定された額を上限とします。その際、事業計画の変更により補助対象経費が減少する場合には、変更後の補助対象経費に補助率を乗じた額となります。

1-6 事業期間

補助対象期間は原則単年度とします。

ただし、事業工程上単年度では事業完了が不可能であると確認できる事業については、原則最大4カ年までを補助対象期間とします。

1-7 複数年度事業について

(1) 複数年度事業であっても、各年度の交付決定は当該年度に要する事業に対するものであり、次年度以降の補助金交付を保証するものではありません。従って、複数年度事業については、年度毎に補助金交付申請を行い、財団の採択審査を受けることとなります。この場合、次年度以降の補助金申請額は、原則として当該事業が採択された事業開始年度において申請した補助金額の上限額とします。補助率は原則採択時の補助率を次年度以降も採用します。なお、予算上やむを得ない場合には2年目以降の交付決定額について減額等を行う場合があることに留意してください。

(2) 各年度に補助対象経費が発生し、各年度の出来高予定を明確にし、その出来高に応じた支払いを完了してください（補助金額が0円という年度のある申請は認められません）。

- (3) 各年度の補助対象経費について、契約の着手金、前渡金等を支払う場合及び出来高払いの場合は、各年度事業完了の時点で、各区分の金額に応じた設計図書、対象設備、対象工事等の出来高があるようにしてください。
- (4) 複数年度事業において2年目以降に事業を取りやめた場合（事業廃止）は、原則として既に交付した補助金の返還が必要となることに留意してください。
- (5) 複数年度事業についても、原則として2年目以降の事業は、各年度の交付決定日以降に開始してください。各年度の事業完了日の翌日から次年度の交付決定日の前日までは、補助対象外となることに留意してください。
- (6) 複数年度事業の翌年度以降の事業計画を変更する場合は、すみやかに財団に報告し、財団の指示に従ってください。

2. 実施方法

事業の実施については、「水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電実証モデル事業）交付規程」（以下「交付規程」という。）による他、この要領によることとします。

本事業の申請にあたっては、上記交付規程及び以下を熟読し、申請してください。

交付申請に必要な事項（様式等）について、財団のホームページ(<https://suiryokuhojo.nef.or.jp/>)からダウンロードして下さい。

2-1 公募期間について

公募期間は、平成29年8月21日（月）～10月6日（金）17：00です。

2-2 交付の申請について

申請者は、所定の様式（財団ホームページに掲載）を用いて申請書類一式を作成し、正副各1部を財団に提出してください。

なお、提出書類の返却はいたしません。審査に当たって、別途資料の提出をお願いすることがあります。

代理・代行申請は受け付けておりません。必ず申請者ご自身で申請してください。

申請方法は、「5. 申請方法」を参照ください。

2-3 交付決定について

財団は、申請された事業について審査を行い、予算の範囲内において交付の決定を行い、交付規程に従って交付決定通知書により申請者に通知します。（財団からの連絡は、全て実施計画書「担当者連絡先1」に記載されている住所、電話・FAX番号、電子メール宛てに行います。）

注1：補助事業の採否の決定にあたっては、「3. 審査」に基づき審査を行います。

注2：交付決定通知書に記載の金額は、補助事業者に対して実際に交付する補助金の額ではありません。補助事業完了後、補助事業者から実績報告書の提出を受けた後に財団が実施する「確定検査」において補助金額を確定いたします。（詳細は、「2-9 実績報告及び額の確

定について」を参照。)

注3：不採択となった事業については、不採択理由とともに不採択となった旨を申請者に通知します。

2-4 採択結果の公表について

財団は、補助金の交付決定後に、申請件数、採択件数及び採択された事業に関する情報（補助事業者名、事業名、実施場所（都道府県）、事業期間、事業概要）を財団ホームページで公表します。

2-5 採択事業者向けの説明会について

交付決定後、採択された補助事業者に対して事務取扱に関する説明会（交付決定日以降の事業実施方法に関する説明会）を開催しますので、必ずご参加ください。開催日時等は補助事業者に別途連絡します。

2-6 補助事業の開始について

補助事業者は、財団から交付決定通知を受けた日以降に発注・契約を行ってください。なお、原則として三者見積・競争入札によって、相手先を決定してください。三者見積・競争入札は、交付申請から交付決定前の実施も可とします。

補助対象外の工事等に関する発注・契約が発生し、一括で契約する場合においても、それぞれの実施内容及び金額等が明確に確認できるようにしてください。（補助対象経費に関する発注・契約及び支払い等が明確に判別出来ない場合、補助金が支払われないことがあります。）

複数年度事業を一括で契約する場合は、発注・契約についても年度毎の実施内容及び支払金額等が確認できる形態にしてください。

2-7 補助事業の計画変更について

補助事業者は、交付申請時の事業内容の変更、補助事業に要する経費の配分額の変更または補助事業の中止・廃止等をしようとするときは、事前に財団の承認を受ける必要があります（財団の承認を受けずに変更、中止、廃止等を行った場合は、補助金が支払われないことがあります。）。

補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとする場合で、各配分額のいずれか低い額の10%以内で変更する場合は、財団の承認を受ける必要はありません。また、入札による補助事業に要する経費の減額は、事業計画が変更されるわけではないので、財団の承認を受ける必要はありません。なお、何らかの理由により補助対象経費が増額となる事態が発生しても、交付決定金額の増額は原則認められません。

2-8 補助事業の完了について

当該年度の補助事業は、補助事業者における支出義務額（補助対象経費全額）の支出完了（精算を含む。）をもって事業の完了とします。

また、補助事業者から工事請負業者等への代金支払方法は、原則金融機関での振込で行ってください。クレジット契約、割賦契約、手形、相殺等による支払は対象外となります。

なお、事業完了の遅延が見込まれる事態が発生した場合は、すみやかに財団に連絡してください。

2-9 実績報告及び額の確定について

補助事業者は、当該年度の補助事業が完了した場合は、事業完了後30日以内あるいは平成30年2月28日のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。

財団は、補助事業者から実績報告書の提出を受けた後、書類検査及び必要に応じて行う現地検査（以下「確定検査」という。）を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知します。

なお、確定検査を行うに当たって補助事業者に用意していただく書類は、交付決定後に別途お知らせします。

自社からの調達がある場合は、利益相当分を排除していただきます（【関連資料1】を参照のこと。）。

2-10 補助金の支払いについて

補助事業者は、財団の確定通知を受けた後に精算払請求書を提出し、その後、補助金の支払いを受けることになります。

2-11 取得財産の管理等について

補助事業者は、補助事業の実施により取得した財産等（取得財産等）について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、特に保守についてはその実施内容、体制等を充分整備し、故障等による設備利用率の低下を最小限にするなど、補助金の交付の目的に従って、その効率的、効果的運用を図る必要があります。

また、取得財産等の管理に当たっては、取得財産等管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、財産処分制限期間中に取得財産等を処分（補助金の交付の目的（補助金交付申請書に記載された補助事業の目的及び内容）に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう）しようとする時は、あらかじめ財団の承認を受ける必要があります。

対象	処分制限期間
モデル実証設備	4年

2-12 実証試験期間及び実証試験報告について

（1）実証試験期間及び実証試験報告書提出時期

- ・実証試験期間については、原則、実証設備設置完了後、4年間とします。ただし、個別の状況により延長する場合があります。
- ・実証試験報告書は、実証試験を補助対象期間内に行った場合、補助事業の実績報告書と合わせて提出してください。なお、補助対象期間以降に実施した実証試験の報告書は、当該年度の2月末までに、財団に提出してください。

（2）実証試験報告書

- ・実証試験報告は、次表の「報告項目 一覧」に示した実証試験項目と必須項目について実証データに基づき測定・分析し、実証試験報告書として報告していただきます。なお、実証設備設置年度は、事業成果として、設計・製造・工事状況などの報告をしていただきます。

報告項目 一覧

報告項目		備考
1. 実証試験項目 (実証試験期間：毎年度)		
実証試験	実証試験の成果報告（又は中間報告）	
2. 必須項目 (実証試験期間：初年度)		
発電所諸元	水系及び使用河川名（水系名、取水河川名、放水河川名）、ダム及び水力発電所施設名（ダム名、水力発電所名）、ダム、取水口位置、発電方式（ダム式、ダム水路式、水路式）、使用水量（最大、常時）、総落差（取水位、放水位、総落差）、有効落差（最大、常時）、発電出力（最大、常時）、取水設備（取水口の型式）、導水路（形式、亘長、内径）、放水路（形式、亘長、内径）、水圧管路（条数、長さ、内径、材質）、水車（種類、容量、台数）、発電機（種類、容量、台数）、変圧器（容量、台数）	様式第2 実施計画書 3（4）の記載項目の確定値
保守管理	保守管理状況（点検頻度、点検内容及びその必要性及び根拠）	
主任技術者	電気主任技術者及びダム水路主任技術者の形態	
(実証試験期間：毎年度)		
運用データ	平均使用水量、溢水量、発電量、溢水電力量、停止時間、強制停止時間、設備利用率、発電単価	
事故及び不具合等	事故及び不具合等の概要、原因、影響の有無、影響有りの場合の内容、対策等	

なお、実証試験期間及び報告項目は、実施計画書（様式第2 3（7））の記載に基づくものとし、審査項目となります。

2-13 成果の公表について

当該年度の実施状況の成果報告（概要版）を作成し提出して頂きます。また、最終年度の報告においては、実証モデルの効果も記載すること。資料については財団のホームページで公表します。

2-14 罰則・加算金等について

補助事業者による事業内容の虚偽申請、補助金等の重複受給、その他補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下、「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令、交付規程及び交付決定の際に付した条件などに違反する行為がなされた場合は、以下の措置が講じられ得ることに留意してください。

- ・ 交付決定の取消及び補助金の返還及び加算金の納付
- ・ 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則
- ・ 相当の期間補助金等の全部または一部の交付決定を行わないこと。
- ・ 財団の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- ・ 補助事業者等の名称及び不正内容の公表

2-15 暴力団排除について

- (1) 暴力団排除に関する下記（※）に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象とはなりません。
- (2) 申請者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記（※）のいずれにも該当しないことを補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもって誓約したものといたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、補助事業者が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し受けません。

※

- ① 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

- (3) 遵守事項に違反した場合は交付決定の取消などの措置がとられることになります。
- (4) 申請者等の役員等の名簿について交付申請書の添付書類として提出してください。

2-16 個人情報の取り扱いについて

当該事業において取得した個人情報については、申請に係る事務処理に利用する他、財団が開催するセミナー、シンポジウム、アンケート調査、公募説明会等のご連絡において、利用させて頂くことがあります。

なお、個々の情報の公表・非公表の取扱いについては、情報公開法に基づく情報開示に準ずることとします。

3. 審査

3-1 審査方法

財団は補助金交付申請書に記載された事業内容等について、交付要件等の審査（申請者に対しヒアリング・プレゼンの実施を依頼することがあります。）を行った後、外部有識者による審査委員会に諮り、各審査項目により評価を行い採択案件を選定します。

3-2 審査項目

「要件審査」及び「採択審査」を実施します。

(1) 「要件審査」において以下の項目を確認し、1つでも要件を満たさない場合は不採択となります。

- ・ 補助事業の内容が交付規程、公募要領の要件を満たしていること。
- ・ 補助事業の全体計画（資金調達計画、事業計画等）が整っており、準備も含め事業が確実かつ合理的に行われるものとなっていること。
- ・ 申請者がモデル事業を行うための事業基盤（直近2カ年の財務状況を勘案）を有していること。

(2) 「採択審査」は、要件審査の全ての項目を満たした事業に対して、実施計画書の記載内容について、採点による審査を行います。採択の可否に当たり、優劣となる主な審査事項等は以下のとおりです。

- ・ 事業計画に具体性と実現可能性が備わっているか。
- ・ モデル事業として取り組む課題及びその解決手法が、提案書に明確に記載されているか。
- ・ モデル事業としての適切な目標が設定されているか。
- ・ モデル事業としての波及効果（汎用性）があるか。

※採択しない事例

- ・ モデル事業を実施する事業者となる企業等の実態がない場合、事業継続の確実性が見込めない場合（休眠会社、直近2期連続で債務超過となっている企業等を含む）
- ・ モデル事業実施のための資金計画に妥当性が認められない場合
- ・ 対象となる事業計画の検討が十分なされていない場合
- ・ その他事業計画に不明確や不確定な要素がある場合

4. お問い合わせ先

本事業の内容等に関する質問等に関しては、電子メールにて、公募開始日から公募締切の一週間前までの間に限り、下記にて受け付けます（日本語のみ）。

ただし、審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

一般財団法人新エネルギー財団
水力地熱本部 水力普及促進部

電子メールアドレス：phpd2@nef.or.jp

5. 申請方法

5-1 公募期間

平成29年8月21日（月） ～ 10月6日（金）[17時必着]

5-2 書類提出先

〒170-0013

東京都豊島区東池袋三丁目13番2号 イムーブル・コジマ2F

一般財団法人新エネルギー財団

水力地熱本部 水力普及促進部 宛

5-3 提出方法及び提出期限

持参 又は 書留による郵送等

注：持参の場合は、公募期間中の土日祝日を除く9:00～12:00及び13:00～17:00にお願いします。

提出期限は、平成29年10月6日（金）[17時必着]

5-4 提出書類の作成方法

交付申請にあたっては、提出書類は財団ホームページからダウンロードして作成して下さい。
(財団ホームページ URL : <https://suiryokuhojo.nef.or.jp/>)

5-5 作成方法

(1) 提出書類の種類

下表の「提出書類一覧」をご参照ください。

提出書類一覧

No.	提出書類名	有様無式	備考
1	チェックリスト	○	
2	申請概要表	○	
3	補助金交付申請書	様式第1	○
4	補助事業に要する経費の配分	別紙1	○
5	補助事業に要する経費の四半期別発生予定額	別紙2	○
6	実施計画書	様式第2	○
7	事業実施予定スケジュール	別紙3	○
8	事業経費の配分	別紙4	○ 年度別、および事業全体
9	資金の調達予定	別紙5	○ 地方公共団体のみ (県又は市町村の負担額(助成額)がある場合には、その制度・内容が判る資料も添付して下さい。)
10	補助事業に要する経費及びその調達方法	別紙5-1	○ 地方公共団体は不要
11	事業実施体制	別紙6	○
12	申請者の定款	添付資料1	地方公共団体は不要
13	登記簿(履歴事項全部証明書の原本)	添付資料2	地方公共団体は不要
14	財務諸表(貸借対照表、損益計算書等) (注)直近2カ年分	添付資料3	
15	会社・団体概要(パンフレット等)	添付資料4	
16	役員名簿	添付資料5	○ 地方公共団体は不要
17	地形図	添付資料6	・1/25000の等高線入りの地図で作成すること ・実証設備(発電所、取水口など)の設置場所および導水管や水圧鉄管などのルート・管長が判るようにすること ・1/25000の地図で判り難い場合は、補足資料として縮尺を拡大した地図も提出すること
18	現地写真	添付資料7	実証モデル設備の設置予定場所の写真及び周辺写真(各写真の撮影場所や撮影方向が明確になるようにした資料も添付すること。また、各写真のキャプション(説明文)も記載すること。)
19	システム系統図	添付資料8	
20	機器配置図(平面図・立面図)	添付資料9	
21	単線結線図	添付資料10	
22	システム仕様、参考図面(カタログ、パンフレット含む)	添付資料11	
23	電力会社との協議が整っていることが確認できる資料(議事録等)	添付資料12	
24	想定発電電力量算出根拠資料	添付資料13	
25	参考見積書(工事費等の算定の根拠)	添付資料14	
26	上記No.25の参考見積書を作成するための仕様書	添付資料15	
27	流況曲線	添付資料16	農業用水から取水予定の場合は、許可水量も記載すること。
28	有効落差、発電出力の算定及び水車の種類の選定についての根拠資料	添付資料17	
29	環境影響調査、地元調整資料	添付資料18	
30	その他	添付資料19	必要に応じて作成のこと

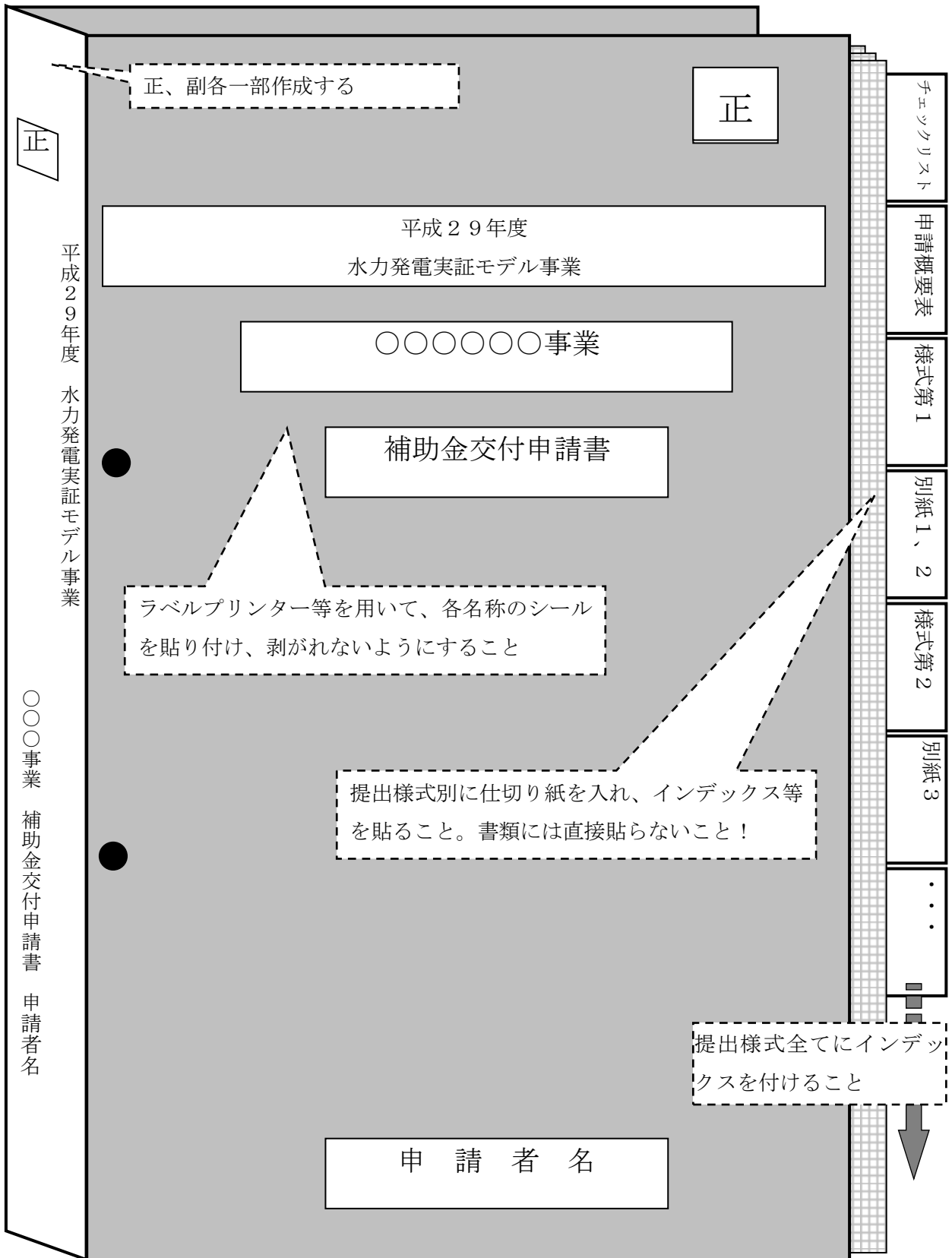
(2) 提出書類のファイリング方法

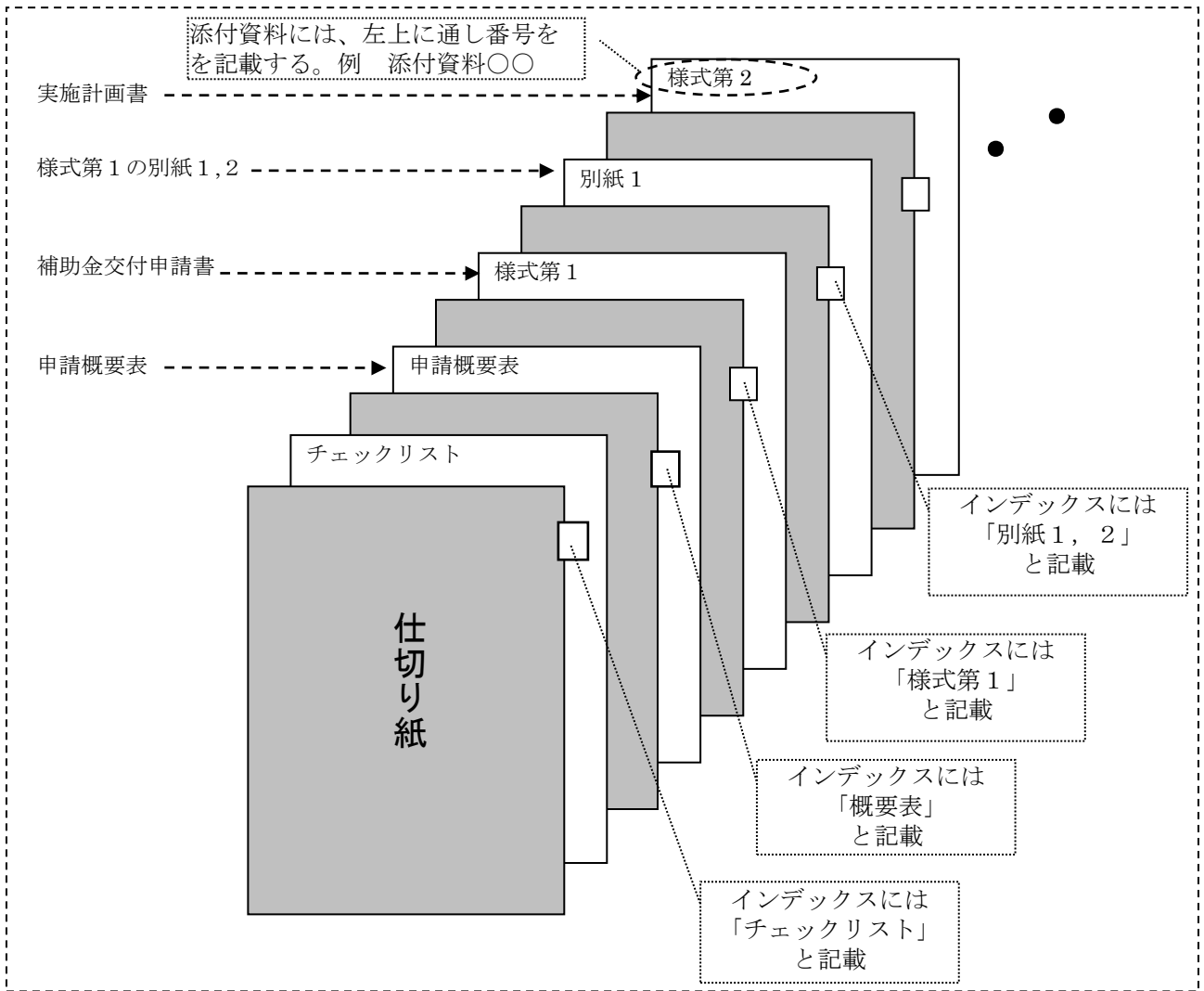
- ①提出書類一式をA4ファイルに綴じて2部（正、副各1部）作成して下さい。
- ②提出書類のファイリングは、「提出書類一覧」の順番で行って下さい。
- ③書類毎にインデックスを付けて下さい。
- ④申請様式書類（Excel、Word）の電子データ等を記録したCD-R等のメディアを提出して下さい。具体的には、下の図をご参照下さい。

※CD-Rはできれば下のような2穴パンチ穴タイプのメディアファイルに格納し、ファイルに綴じ込んで下さい。



CD-Rにも事業名、事業者名を記載しておいて下さい。





(3) 補助金交付申請書類作成時の注意事項

チェックリスト	23
申請概要表	24
【様式第1】 交付申請書	25
(別紙1) 補助事業に要する経費の配分	27
(別紙2) 補助事業に要する経費の四半期別発生予定額	27
【様式第2】 実施計画書	28
(別紙3) 事業実施予定スケジュール	34
(別紙4) 事業経費の配分	36
(別紙5) 資金の調達予定	38
(別紙5-1) 補助事業に要する経費及びその調達方法	39
(別紙6) 補助事業実施体制	40
【添付資料5】 役員名簿	42

注1：赤字は凡例及び書類作成時の注意事項を記載しております。

注2：本補助金公募のホームページに掲載した「ダウンロード一覧」からダウンロードした様式等を使用して下さい。なお、印刷時は、日本工業規格A列4番で片面に白黒で印刷して下さい。

【チェックリスト】

本チェックシートのチェック欄を用いて、申請に必要な提出書類を確認して下さい。

NO.	提出書類名	チ ェ ッ ク
1	チェックリスト	
2	申請概要表	
3	補助金交付申請書	様式第 1
4	補助事業に要する経費の配分	別紙 1
5	補助事業に要する経費の四半期別発生予定額	別紙 2
6	実施計画書	様式第 2
7	事業実施予定スケジュール	別紙 3
8	事業経費の配分	別紙 4
9	資金の調達予定	別紙 5
	(県又は市町村の負担額(助成額)がある場合には、その制度・内容が判 る資料)	
10	補助事業に要する経費及びその調達方法	別紙 5 - 1
11	事業実施体制	別紙 6
12	申請者の定款	添付資料 1
13	登記簿(履歴事項全部証明書の原本)	添付資料 2
14	財務諸表(貸借対照表、損益計算書等) (注)直近 2 カ年分	添付資料 3
15	会社・団体概要(パンフレット等)	添付資料 4
16	役員名簿	添付資料 5
17	地形図	添付資料 6
18	現地写真	添付資料 7
19	システム系統図	添付資料 8
20	機器配置図(平面図・立面図)	添付資料 9
21	単線結線図	添付資料 1 0
22	システム仕様、参考図面(カタログ、パンフレット含む)	添付資料 1 1
23	電力会社との協議が整っていることが確認できる資料(議事録 等)	添付資料 1 2
24	想定発電電力量算出根拠資料	添付資料 1 3
25	参考見積書(工事費等の算定の根拠)	添付資料 1 4
26	上記No. 25の参考見積書を作成するための仕様書	添付資料 1 5
27	流況曲線	添付資料 1 6
28	有効落差、発電出力の算定及び水車の種類の選定についての根拠資料	添付資料 1 7
29	環境影響調査、地元調整資料	添付資料 1 8
30	その他	添付資料 1 9

平成29年度水力発電実証モデル事業 申請概要表

新規・継続の別	新規	継続の場合は前年度の交付決定番号			
フリガナ	フリガナ				
申請者名	(申請者名を記載)				
申請者情報	日本標準産業分類中分類 (01~99)	業種	資本金(円)	従業員数(人)	
		電気業 (33)	300,000,000	100	
モデル事業の内容	補助事業の名称	(申請した補助事業の名称を記載 例 ○○○水力発電設備実証モデル事業)			
	モデル設備の規模等	発電出力	kW	設備利用率	
		年間発電電力量	kWh/年		
	モデル事業実施場所 (設置場所、施設の名称)	(注) 対象となる設備を全て記載すること。 (例) ○○取水口：○○市○○町○○番地 ○○発電所：○○市△△町□□番地			
目的・内容	(モデル事業の目的及び事業内容について記載)				
当年度実施期間	交付決定日	～	平成 年 月 日		
事業計画 (実績)	水力発電実証モデル事業 【単位：円】				
		総事業費	補助対象経費	補助金申請額	実施内容
	平成29年度				
	平成30年度				
	平成31年度				
	平成32年度				
合計					
項目	補助事業の内容 ※ a～d については、実施計画書の内容を簡潔に記載すること。				
a. 従来技術の解決しようとしている課題	(従来の技術等での課題及び問題点を出来る限り定量的に簡潔に記載)				
b. 課題を解決するための手法	(前記課題に対して、どのように解決するかを簡潔に記載)				
c. 解決手法の効果と目標設定	(前記手法による効果と目標設定について、簡潔に記載)				
d. 波及効果 (汎用性)	(前記手法の効果が最も現れる形態及び適用できる条件 (汎用性) と、波及効果について、簡潔に記載)				

 部分に記載をしてください。

様式第1

申請者において文書番号を有する場合は、年月日の上部にその文書番号を記載すること。

平成 年 月 日

一般財団法人 新エネルギー財団
会 長 殿

住 所
申請者 名 称
代表者等名

印

平成29年度水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電実証モデル事業）交付申請書

水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電実証モデル事業）交付規程第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1. 補助事業の名称

○○○○○○○○実証モデル事業 (注) テーマ名を記載すること。

2. 補助事業の目的

(注) 簡潔に記載すること。

3. 補助事業の開始及び完了予定日

(1) 当年度の事業期間 交 付 決 定 日 ～ 平成○○年○○月○○日

(2) 全体の事業期間 交 付 決 定 日 ～ 平成○○年○○月○○日

(注1) 当年度の事業開始日は、交付決定日とすること。

(注2) 当年度の事業完了日は、2月末日までとすること。

(注3) 全体の事業期間は複数年度事業の場合に記載すること。

4. 水力発電実証モデル事業の内容

(1) 補助事業の内容

(注) 簡潔に記載すること。

(2) 補助事業の実施計画

実施計画書のとおり。

(3) 補助金交付申請額

① 補助事業に要する経費 ○○○, ○○○, ○○○ 円

② 補助対象経費 ○○, ○○○, ○○○ 円

③ 補助金交付申請額 ○○, ○○○, ○○○ 円

(注1) 上記各欄の金額は、別紙1の合計金額を記載すること。

(注2) 補助金交付申請額に消費税分は含まないこと。

(4) 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額並びに区分ごとの配分 (別紙1)

別紙1のとおり。

(5) 補助事業に要する経費の区分ごとの四半期別発生予定額 (別紙2)

別紙2のとおり。

※一般財団法人新エネルギー財団の水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電実証モデル事業）は、経済産業省が定めた水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価等支援事業）交付要綱第3条に基づく国庫補助金を補助事業者に交付するものです。

(別紙1)

補助事業に要する経費の配分

(単位：円)

区分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金の額
事業費	〇, 〇〇〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇, 〇〇〇	2/3 以内	〇, 〇〇〇, 〇〇〇
消費税	〇〇, 〇〇〇			
合計	〇, 〇〇〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇, 〇〇〇		〇, 〇〇〇, 〇〇〇

(注1) 当該年度事業に係る経費を記入すること。

(注2) 金額については円単位とし、端数は切り捨てること。

(注3) 上記各金額欄の内容は別紙4、別紙5あるいは別紙5-1と同額であること。

(注4) 別紙1と別紙2の赤枠で囲んだ部分の金額は同額であること。

(注5) 人件費に消費税は掛からないため、人件費の消費税は計上しないこと。

(別紙2)

補助事業に要する経費の四半期別発生予定額

(単位：円)

区分	補助事業に要する経費				
	第1・四半期	第2・四半期	第3・四半期	第4・四半期	計
事業費	〇〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇, 〇〇〇
消費税	〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇
合計	〇〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇	〇, 〇〇〇, 〇〇〇

※当該年度事業に係わる額を記入すること。

※金額については1円単位までとし、端数は切り捨てること。

※第1四半期(4~6月)、第2四半期(7~9月)、第3四半期(10~12月)、第4四半期(1~2月)。

様式第2

実施計画書

1. 補助事業の名称

○○○○○○○○事業

(注) 様式第1の補助事業の名称と同じ。

2. 事業実施者

申請者名称(フリガナ) : (注) 様式第1の申請者名称と同一表記としてください。

代表者の氏名(フリガナ) : (注) 役職名も記載してください。

住 所 : (注) 都道府県名から記載してください。

担当者連絡先1 (注) 財団からの通知等は「担当者連絡先1」宛に送付します。

連名申請で申請者が複数の場合は、先に記載されている申請者の「担当者連絡先1」宛のみに送付します。

郵便番号 : 〒□□□□-□□□□

住 所 : ○○県○○市○○町○丁目○番地○号

氏 名(フリガナ) : ○○○○ (○○○○)

所属部署名 : ○○部○○課

電子メールアドレス : ○○@○. ○. ○

電話番号 : ○○-○○○-○○○○

ファックス番号 : ○○-○○○-○○○○

担当者連絡先2

郵便番号 : 〒□□□□-□□□□

住 所 : ○○県○○市○○町○丁目○番地○号

氏 名(フリガナ) : ○○○○ (○○○○)

所属部署名 : ○○部○○課

電子メールアドレス : ○○@○. ○. ○

電話番号 : ○○-○○○-○○○○

ファックス番号 : ○○-○○○-○○○○

(注1) 申請内容を熟知した担当者を、必ず2名以上記載してください。財団からの問合せ、通知等は「担当者連絡先1」に行います。

(注2) 担当者は申請者(団体等)に所属する方を記載してください。担当者の代理・代行等は禁止します。

(注3) 財団からの通常の連絡は主に電子メールを使用します。担当者に連絡がつかない場合や、担当者が申請内容を十分理解されていない場合は、交付決定を取り消すことがあります。

3. 水力発電実証モデル事業
(1) 補助事業の内容

以下は、必要に応じて、図面等を添付しても良い。(別紙資料としてもよい。)

a. 従来技術の解決しようとしている課題
従来の技術等での課題及び問題点を出来る限り定量的に簡潔に記載すること。
記載欄

b. 課題を解決するための手法
前記課題に対して、どのような手法で解決する計画かを記載する。実際の作業内容、実施方法及び実施スケジュールを明確に記載する。
記載欄

c. 解決手法の効果と目標設定

前記手法による効果と目標設定について、定量的に記載する。

記載欄

d. 波及効果（汎用性）

前記手法の最適な実施形態及び汎用性について記載する。さらに、波及効果については市場予測に基づき算出するものとし、その程度や確度を評価する。

記載欄

(2) 事業の実施場所

a. 実証設備

- ・設置場所、施設の名称：(注) 実証設備を全て記載すること。
(例)
 - 取水口：○○市○○町○○番地
 - 発電所：○○市△△町□□番地
- ・最寄り駅：(注) 最寄り駅、バス停、車や徒歩等での所要時間を記載すること。(公共交通機関利用が不便な場合、その旨記載のこと。)
- ・地形図：添付資料6のとおり。(注1) 1/25,000の等高線入り地図で作成すること。
(注2) 実証設備(発電所、取水口など)の設置場所および導水管や水圧鉄管などのルート・管長が判るようにすること。
(注3) 1/25000の地図で判り難い場合は、補足資料として縮尺を拡大した地図も提出すること。
- ・設置場所(または施設)所有者：(注) 土地所有者の名称と所有者毎に取得、使用承諾の状況を記載すること。
(例) 個人A：相談前、○○市：相談中、□□県：許可取得済
- ・地目と区画指定状況：(注) 荒地、農地、県立公園等。
- ・現地写真：添付資料7のとおり。(注1) 設置場所及びその周辺写真を添付すること。(各写真のキャプション(説明文)も記載すること。)
(注2) 各写真の撮影場所や撮影方向が明確になるようにした資料も添付すること。

b. 流況

- ・水系河川名： ○級河川 ○○水系 ○○川(注) 農業用水路等の場合は水路名称等。
 - ・河川管理者：(例) 国土交通大臣、都道府県知事等
 - ・水利使用許可 取得状況
 - ・流況曲線：添付資料16のとおり。
 - ・流量観測期間
 - ・豊水量 (m^3/s)
 - ・平水量 (m^3/s)
 - ・低水量 (m^3/s)
 - ・渇水量 (m^3/s)
 - ・最小水量 (m^3/s)
- (注1) 実証設備導入の段階で明確になっていない場合には、分かる範囲で記載すること。
(注2) 流量の根拠となる資料を添付すること。(河川法申請時の流量資料等)

(3) 水力発電設備の概要

- ・水系及び使用河川名 (○級河川○○川水系、取水河川：○○川、放水河川：○○川)
- ・ダム及び水力発電所施設名 (○○ダム、○○水力発電所)
- ・水力発電所施設位置 (取水口：○○県○○市、発電所：○○県○○市)
- ・発電形式 (ダム式、ダム水路式、水路式)
- ・使用水量 (最大○○ m^3/s 、常時○○ m^3/s)
- ・総落差 (取水位○○m、放水位○○m、総落差○○m)
- ・有効落差 (最大○○m、常時○○m)
- ・出力 (最大○○kW、常時○○kW)
- ・取水設備 (取水口の型式)
- ・導水路 (形式：円形、馬蹄形等、互長：○○m、内径：○m)
- ・放水路 (形式：円形、馬蹄形等、互長：○○m、内径：○m)
- ・水圧管路 (条数：○条、長さ：○m、内径：○m、材質：○○)
- ・水車 (種類、容量、台数)
- ・発電機 (種類、容量、台数)

- ・変圧器（容量、台数）
- ・システム系統図：添付資料 8 のとおり。
- ・機器配置図：添付資料 9 のとおり。
- ・単線結線図：添付資料 10 のとおり。
- ・系統連系方式（高圧連系、低圧連系等）
- ・システム仕様、参考図面：添付資料 11 のとおり。
- ・安全・保安面の管理体制
 - （注 1）補助金申請の段階で明確になっていない場合には、分かる範囲で記載すること。
 - （注 2）実証設備導入開始年度の申請時には必ず記載すること。
 - （注 3）有効落差、出力の算定及び水車の種類の選定については、その根拠資料を添付すること（添付資料 17）。

(4) 設備設置工事の概要

- ・建築工事（発電所本館）：添付資料 11 のとおり。
- ・土木工事（取水ダム、水路、発電所基礎等）：添付資料 11 のとおり。
- ・電気工事（配電線、電気設備設置等）：添付資料 11 のとおり。
- ・電力会社との協議内容：添付資料 12 のとおり。
 - （注 1）発電所の概要が確認できる図面を添付すること。なお、補助対象範囲および実証設備が分かるよう色分けすること（添付資料 11）。
 - （注 2）実証設備導入開始年度の申請時に電力会社と系統連系する場合、電力会社との文書（照会に対する回答文、電力工事負担金工事費、工事期間等）、協議に関する議事録（電力会社の出席者の押印のあるもの）等、電力会社との協議が整っていることが確認できる資料を添付すること（添付資料 12）。

(5) 年間エネルギー発生量と経済性

- ・想定発電電力量（算出根拠：添付資料 13）

	(kWh)						
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
想定発電電力量	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
	11月	12月	1月	2月	3月	年間 (kWh/年)	
想定発電電力量	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇〇	

(注) 想定発電電力量の根拠となるシミュレーションデータ等を添付すること（添付資料 13）。

- ・設備利用率 〇〇. 〇%
 - （注） = $\{[\text{年間推定発電電量}] / ([\text{最大出力}] \times [24 \text{ 時間}] \times [365 \text{ 日}])\} \times 100$
- ・建設単価 〇〇円/kW
 - （注） = $[\text{補助対象経費 (税抜)}] / [\text{最大出力}]$

(6) 発生電力の利用場所及び用途等

- ・発生電力の利用場所（〇〇県〇〇市 〇〇工場等）
- ・発生電力の用途（自社〇〇工場で自家消費、〇〇電力へ売電等）
- （注）実証試験開始年度の申請時には必ず記載すること。

(7) 実施計画

- ①当該年度事業実施内容
 - ・平成 29 年度：実証設備設置のための実施設計、水路等土木構造物工事の実施 等
- ②年度別事業実施内容
 - ・平成 29 年度：実証設備設置のための実施設計、水路等土木構造物工事の実施 等
 - ・平成 30 年度：発電所基礎工事、水車設置工事（実証設備） 等
 - ・平成 31 年度：実証試験 等

- (注1) 複数年度にわたる事業の場合は、年度毎に実施内容を記載すること。
(注2) 実証試験経費は、実証設備設置完了後、最大1年間を補助対象とする。

③事業実施予定スケジュール（別紙3）
別紙3のとおり。

(8) 事業費：全体、年度毎及び事業者別に作成すること。

①事業経費の配分（別紙4）

- (注1) 事業全体に要する経費について記載すること。
(注2) 事業経費の積算根拠資料（参考見積書、設計内訳書等）を添付すること。（添付資料14）
また、積算根拠資料を作成した際の仕様が判る資料を提出すること。（添付資料15）

②資金の調達予定、補助事業に要する経費及びその調達方法（別紙5、別紙5-1）

- (注1) 地方公共団体は別紙5、それ以外は別紙5-1を提出すること。
(注2) 事業全体に要する経費について記載すること。
(注3) 複数年度にわたる事業の場合は、年度別に作成すること。

(9) 事業の実施体制

別紙6のとおり。

- (注) 次の項目を別紙6に記載すること。
- ・補助事業の実施体制（社内実施体制等）
 - ・発注業者等の選定方法
 - ・発注フロー図
 - ・契約方式
 - ・事業の責任体制

(10) 取組の先進性等

- ①取組の先進性等
②事業の波及性、効果性

(11) 事業実施に関連する事項

①他の補助金との関係

(注) 当該事業と直接的あるいは間接的に関係する他の補助金等を受けている又は受ける予定がある場合は、その補助金等の内容を記載すること。

②許認可、権利関係等事業実施の前提となる事項及び実施上問題となる事項（添付資料18）

- (注1) 実証設備導入の段階では明確になっていない場合には、分かる範囲で記載すること。
(注2) 実証設備導入開始年度の申請時には必ず記載すること。
(注3) 事業実施に当たって許認可（届出）、権利使用（又は取得等）の必要なものについては、その取得についての進捗状況、許認可取得見通し等を記載すること（河川法、電気事業法、その他の法令）。
(注4) 環境影響調査（騒音・振動、生態系、景観、地元調整等）及び地元了解等必要なものについては、実施結果（承諾書、説明会の議事録等）を提出すること。また、申請時点で了解を得られていない場合は見通しを記載すること。
(注5) その他、実施上問題となる事項があればその内容と解決の見通しを記載すること。

(別紙3)

事業実施予定スケジュール

<平成29年度>

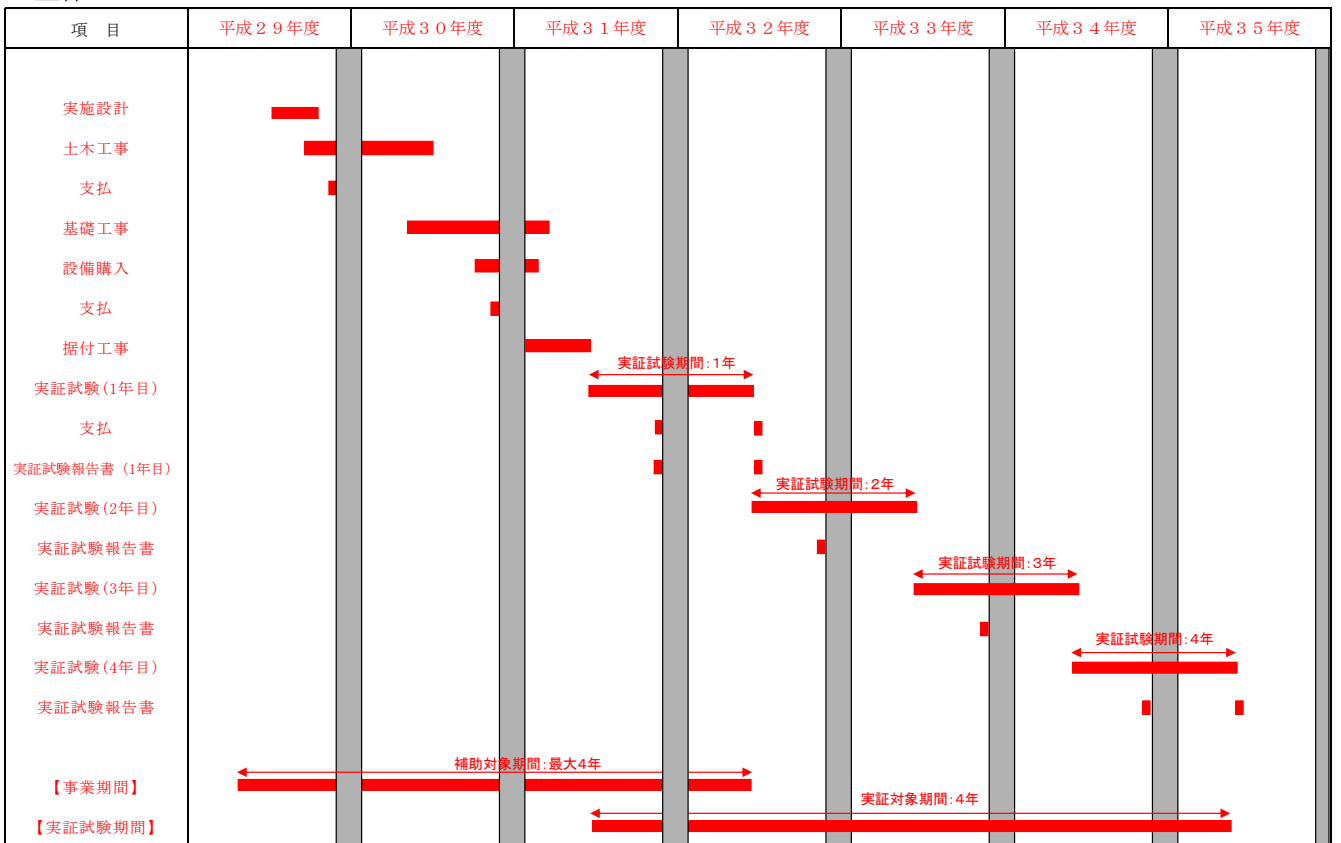
項目	平成29年度												
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
実施設計													
土木工事													
支払													

(注1) 平成29年度のスケジュールを記載すること。

(注2) 事業が複数年度にわたる場合は下記の表も作成すること。

(注3) 補助対象外で事業に関係する工事がある場合は、その工程も記載すること。

<全体>



(別紙4)

事業経費の配分 (①実証設備設置等経費)

<全体>又は<平成〇年度>※ 全体事業分、各年度分をそれぞれ作成すること。

(単位：円)

区分	事業に要する経費		補助対象経費の額			補助率	補助金の交付 申請予定額	備考	
	金額	説明	金額	説明	積算内訳				
人件費	〇〇〇	人件費	□□□	人件費	実証設備設置等に 必要な調査・ 設計・企画・調 整等を行う職員 等の人件費を記 載のこと。	2/3 以内	△△△	※工事請負会社に 支払う一般管理費 等は工事費の区分 に入れること。	
(小計)	〇〇〇		□□□						
設計費	〇〇〇	実施設計	□□□	実施設計	設計内訳書①				△△△
(小計)	〇〇〇		□□□						
設備費	〇〇〇	水車	□□□	水車	参考見積書 A 参考見積書 B 参考見積書 C 参考見積書 D	2/3 以内	△△△△	※工事請負会社に 支払う一般管理費 等は工事費の区分 に入れること。	
	〇〇〇	発電機	□□□	発電機					
	〇〇〇	制御盤	□□□	制御盤					
(小計)	〇〇〇〇	変電設備	□□□	変電設備					
工事費	〇〇〇	造成工事	□□□	土木構造物工事	設計内訳書② 設計内訳書③ 設計内訳書④	2/3 以内	△△△△	※工事請負会社に 支払う一般管理費 等は工事費の区分 に入れること。	
	〇〇〇	土木構造物工事		土木鋼構造物工事					
	〇〇〇	土木鋼構造物工事	据付工事	電気工事	参考見積書 a				
(小計)	〇〇〇〇	附帯工事	□□□	附帯工事	参考見積書 b				
合計	〇〇〇〇		□□□□				△△△△		
消費税	〇〇		※補助対象経費の額及び補助金の交付申請額には消費税を入れることはできません。						
総計	〇〇〇〇								

(注1) 金額の積算根拠資料(参考見積書、設計内訳書等)を添付すること。(添付資料14)

(注2) 積算根拠資料を作成した際の仕様が判る資料を提出すること。(添付資料15)

(注3) 人件費については、事業に従事する職員等の作業時間に対する人件費とし、時間単価は、健保等級単価計算或いは実績単価計算に基づくこと。

(注4) 人件費に消費税は掛からないため、人件費の消費税は計上しないこと。

(注5) 外注費が複数契約となる場合は、契約単位で内訳を記載すること。

(別紙4)

事業経費の配分 (②実証試験経費)

<全体>又は<平成〇年度> ※ 全体事業分、各年度分をそれぞれ作成すること。

(単位：円)

区分	事業に要する経費		補助対象経費の額			補助率	補助金の交付 申請予定額	備考
	金額	説明	金額	説明	積算内訳			
人件費 (小計)	〇〇〇	人件費	□□□	人件費	実証試験に必要な職員等の人件費を記載のこと。	2/3 以内	△△△	
事業費 (小計)	〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇	外注費 リース料	□□□ □□□ □□□	外注費 リース費	設計内訳書① 参考見積書 A		△△△	
合計	〇〇〇〇		□□□□				△△△	
消費税	〇〇		※補助対象経費の額及び補助金の交付申請額には消費税を入れることはできません。					
総計	〇〇〇〇							

(注1) 金額の積算根拠資料(参考見積書、設計内訳書等)を添付すること。(添付資料14)

(注2) 積算根拠資料を作成した際の仕様が判る資料を提出すること。(添付資料15)

(注3) 人件費については、事業に従事する職員等の作業時間に対する人件費とし、時間単価は、健保等級単価計算或いは実績単価計算に基づくこと。

(注4) 人件費に消費税は掛からないため、人件費の消費税は計上しないこと。

(注5) 外注費が複数契約となる場合は、契約単位で内訳を記載すること。

(別紙5)

この書類は、地方公共団体の方のみ提出すること。

資金の調達予定 <全体>又は<年度>

(単位：千円)

年度	総事業費 (区分別)	補助金交付 申請予定額	地方負担分内訳					
			県負担額	予算措置 の状況	市町村 負担額	予算措置 状況	その他 負担額	予算措置 の状況
平成〇〇年度								
平成〇〇年度								
合計								

- (注) 1. 予算措置の状況欄には、借入、起債、自己資金等の資金調達方法及びその見通しについて記載のこと。
2. 県又は市町村の負担額（助成額）がある場合には、その制度・内容がわかる資料を添付のこと。
3. 事業が2年以上にわたる場合には、年度別に記載のこと。

この書類は、地方公共団体以外の方が提出すること。

補助事業に要する経費及びその調達方法(事業全体に要する経費)

【年度別】 (単位:円)

	総事業費	補助対象経費	補助金			自己資金	金融機関借入金			その他 (寄付等)	合計	備考
			財団補助金	その他補助金 (県補助金等)	小計		(銀行名1)	(銀行名2)	小計			
平成28年度												
平成29年度												
平成30年度												
平成31年度												
合計												

補助金により取得する予定の設備に担保権を設定する場合は、備考欄に必ずその旨記載すること。

国以外から補助金を受ける予定の場合は、補助金予定金額を記載すること。
その他補助金の詳細については、「実施計画書(11)①他の補助金との関係」に記載すること。

銀行からの借入を予定している場合は、ここに金融機関名を記入し、借入予定金額を記載すること。

(別紙6)

補助事業実施体制

(注) 次の項目を記載すること。

- ・補助事業の実施体制（社内実施体制等）
- ・発注業者等の選定方法
- ・発注フロー図
- ・契約方式
- ・事業の責任体制

1. 補助事業実施体制

(1) 事業者（従事者名簿）

所 属	役職	氏 名	役割分担

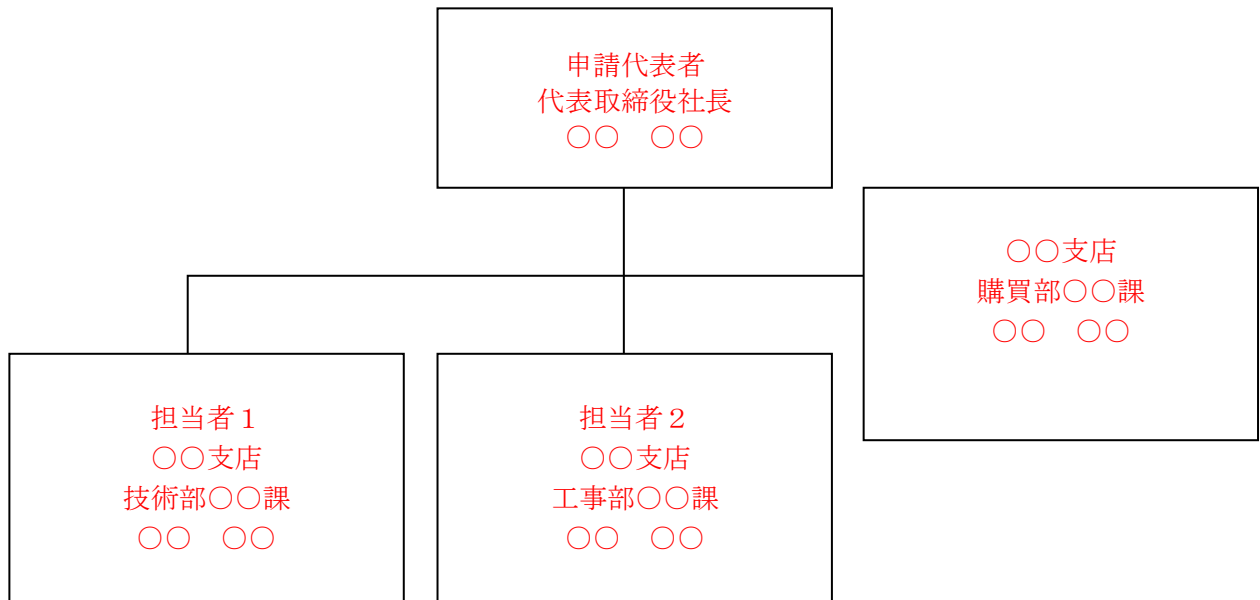
(注1) 人件費を補助対象経費として計上するかどうかにかかわらず、全ての従事者を記載すること。

(注2) 業務管理責任者・経理責任者は役割分担欄にその旨を明記すること。

(注3) 役割分担は具体的な調査・検討項目に応じて記載すること。

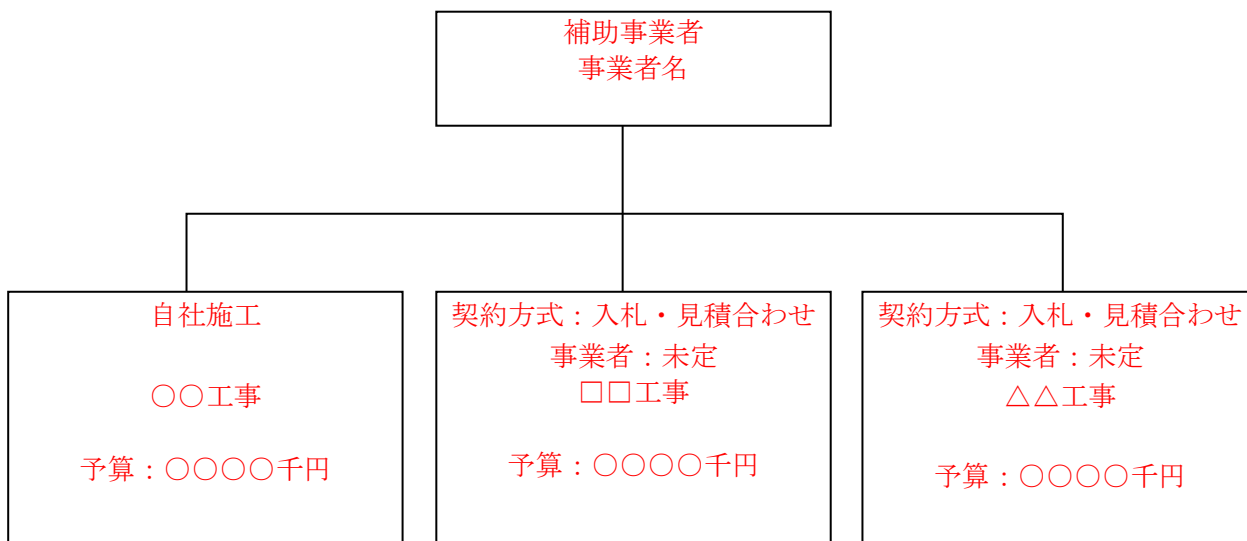
(2) 事業実施社内体制図

申請者の組織図を基に、申請代表者、担当者1、担当者2の所属部署が記載された、申請事業の実施体制を簡潔に記載、あるいは添付すること。



※人件費を計上する場合は、事業従事者名を記載するか、別添として従事者の名簿を添付してください。（事業従事者が途中で変更となる場合は計画変更の対象となります。）

2. 発注フロー図



- (注1) 契約方式は、「入札」又は「見積合わせ」等を記載すること。
なお、契約方式は競争原理に基づく公平な方式とすること。
※申請の段階で競争入札又は3者見積を実施する必要はないため、参考見積など申請金額の説明が可能な資料を添付すること。
- (注2) 実施体制に未定の部分がある場合は、「未定」と記載すること。
- (注3) 補助事業者は事業者名を記載すること。

3. 責任体制

(注) 請負業者間に未払い、倒産等のトラブルが発生した場合の責任の所在について記載すること。

役員名簿

氏名カナ	氏名漢字	生年月日				性別	会社名	役職名
		和暦	年	月	日			
クレン ジツシ	訓練 実施	S	30	03	04	M	株式会社訓練	代表取締役社長
トウホク イロウ	東北 一郎	S	40	01	01	M	株式会社訓練	常務取締役
カンサイ ハナコ	関西 花子	S	45	12	24	F	株式会社訓練	取締役営業本部長

(注) 役員名簿については、氏名カナ（半角、姓と名の間も半角で1マス空け）、氏名漢字（全角、姓と名の間も全角で1マス空け）、生年月日（半角で大正はT、昭和はS、平成はH、数字は2桁半角）、性別（半角で男性はM、女性はF）、会社名及び役職名を記載する。

また、外国人については、氏名欄にはアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載すること。

6. 関連資料

【関連資料 1】 補助事業における自社調達などを行う場合の利益等排除の考え方

【関連資料 2】 等級単価一覧表 平成 29 年度適用

補助事業における自社調達などを行う場合の利益等排除の考え方

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。このため、補助事業者自身から調達等を行う場合は、原価（当該調達品の製造原価など※）をもって補助対象経費に計上します。

※ 補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合があります。

関連資料 2

健保保険等級を使用した労務費の計算に係る必要となる等級単価一覧表は以下のとおり。

等級単価一覧表 平成29年度適用

等級	健保等級適用者			労務費単価(円/時間)		健保等級適用者以外 (年俸制・月給制)			労務費単価 (円/時間)
	報酬月額	報酬月額		A. 賞与なし、 年4回以上	B. 賞与1 回～3回	月給範囲額			
		以上	～ 未満			以上	～ 未満		
1	58,000		～ 63,000	340	450		～ 83,790	450	
2	68,000	63,000	～ 73,000	400	530	83,790	～ 97,090	530	
3	78,000	73,000	～ 83,000	460	610	97,090	～ 110,390	610	
4	88,000	83,000	～ 93,000	520	690	110,390	～ 123,690	690	
5	98,000	93,000	～ 101,000	580	770	123,690	～ 134,330	770	
6	104,000	101,000	～ 107,000	610	810	134,330	～ 142,310	810	
7	110,000	107,000	～ 114,000	650	860	142,310	～ 151,620	860	
8	118,000	114,000	～ 122,000	690	930	151,620	～ 162,260	930	
9	126,000	122,000	～ 130,000	740	990	162,260	～ 172,900	990	
10	134,000	130,000	～ 138,000	790	1,050	172,900	～ 183,540	1,050	
11	142,000	138,000	～ 146,000	840	1,110	183,540	～ 194,180	1,110	
12	150,000	146,000	～ 155,000	880	1,180	194,180	～ 206,150	1,180	
13	160,000	155,000	～ 165,000	940	1,260	206,150	～ 219,450	1,260	
14	170,000	165,000	～ 175,000	1,000	1,340	219,450	～ 232,750	1,340	
15	180,000	175,000	～ 185,000	1,060	1,410	232,750	～ 246,050	1,410	
16	190,000	185,000	～ 195,000	1,120	1,490	246,050	～ 259,350	1,490	
17	200,000	195,000	～ 210,000	1,180	1,570	259,350	～ 279,300	1,570	
18	220,000	210,000	～ 230,000	1,300	1,730	279,300	～ 305,900	1,730	
19	240,000	230,000	～ 250,000	1,420	1,890	305,900	～ 332,500	1,890	
20	260,000	250,000	～ 270,000	1,540	2,040	332,500	～ 359,100	2,040	
21	280,000	270,000	～ 290,000	1,650	2,200	359,100	～ 385,700	2,200	
22	300,000	290,000	～ 310,000	1,770	2,360	385,700	～ 412,300	2,360	
23	320,000	310,000	～ 330,000	1,890	2,520	412,300	～ 438,900	2,520	
24	340,000	330,000	～ 350,000	2,010	2,680	438,900	～ 465,500	2,680	
25	360,000	350,000	～ 370,000	2,130	2,830	465,500	～ 492,100	2,830	
26	380,000	370,000	～ 395,000	2,250	2,990	492,100	～ 525,350	2,990	
27	410,000	395,000	～ 425,000	2,430	3,230	525,350	～ 565,250	3,230	
28	440,000	425,000	～ 455,000	2,600	3,460	565,250	～ 605,150	3,460	
29	470,000	455,000	～ 485,000	2,780	3,700	605,150	～ 645,050	3,700	
30	500,000	485,000	～ 515,000	2,960	3,940	645,050	～ 684,950	3,940	
31	530,000	515,000	～ 545,000	3,140	4,170	684,950	～ 724,850	4,170	
32	560,000	545,000	～ 575,000	3,310	4,410	724,850	～ 764,750	4,410	
33	590,000	575,000	～ 605,000	3,490	4,650	764,750	～ 804,650	4,650	
34	620,000	605,000	～ 635,000	3,670	4,880	804,650	～ 844,550	4,880	
35	650,000	635,000	～ 665,000	3,850	5,120	844,550	～ 884,450	5,120	
36	680,000	665,000	～ 695,000	4,030	5,360	884,450	～ 924,350	5,360	
37	710,000	695,000	～ 730,000	4,200	5,590	924,350	～ 970,900	5,590	
38	750,000	730,000	～ 770,000	4,440	5,910	970,900	～ 1,024,100	5,910	
39	790,000	770,000	～ 810,000	4,680	6,220	1,024,100	～ 1,077,300	6,220	
40	830,000	810,000	～ 855,000	4,910	6,540	1,077,300	～ 1,137,150	6,540	
41	880,000	855,000	～ 905,000	5,210	6,930	1,137,150	～ 1,203,650	6,930	
42	930,000	905,000	～ 955,000	5,510	7,330	1,203,650	～ 1,270,150	7,330	
43	980,000	955,000	～ 1,005,000	5,800	7,720	1,270,150	～ 1,336,650	7,720	
44	1,030,000	1,005,000	～ 1,055,000	6,100	8,120	1,336,650	～ 1,403,150	8,120	
45	1,090,000	1,055,000	～ 1,115,000	6,460	8,590	1,403,150	～ 1,482,950	8,590	
46	1,150,000	1,115,000	～ 1,175,000	6,810	9,060	1,482,950	～ 1,562,750	9,060	
47	1,210,000	1,175,000	～ 1,235,000	7,170	9,530	1,562,750	～ 1,642,550	9,530	
48	1,270,000	1,235,000	～ 1,295,000	7,520	10,010	1,642,550	～ 1,722,350	10,010	
49	1,330,000	1,295,000	～ 1,355,000	7,880	10,480	1,722,350	～ 1,802,150	10,480	
50	1,390,000	1,355,000	～	8,230	10,950	1,802,150	～	10,950	

水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電実証モデル事業）

交付規程

水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電実証モデル事業）交付規程

制定 平成29年4月3日 29エネ財水第10号

（目的）

第1条 この規程は、水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価等支援事業）交付要綱（20160322財資第22号。以下「要綱」という。）第22条第1項の規定に基づき、一般財団法人新エネルギー財団（以下「財団」という。）が行う水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電実証モデル事業）（以下「補助金」という。）の交付の手續等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 財団が行う補助金の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）並びに要綱に定めるところによるほか、この規程による。

（交付の対象及び補助率）

第3条 財団は、水力発電実証モデル事業を行おうとする事業者等が策定した計画（以下「実施計画書」という。）が別記の要件を満たしていると認められる場合に、当該計画に係る事業（以下「補助事業」という。）の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として財団が認める経費（以下「補助対象経費」という。）に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、別紙 暴力団排除に関する誓約事項 記に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。

2 補助対象経費の区分及び補助率は、別表のとおりとする。

（交付の申請）

第4条 財団は、補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）に対し、様式第1による補助金交付申請書（正本1通及び副本1通）に様式第2による実施計画書及びその他財団が指示する書類を添付して、財団が指示する期日までに提出させるものとする。

2 財団は、申請者が前項の補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請させるものとする。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定）

第5条 財団は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付決定を行い、様式第3による補助金交付決定通知書を申請者に送付するものとする。この場合において、財団は、適正な交付を行うため必要があると認めたときは、補助金の交付の申

請に係る事項につき修正を加えて当該通知を行うものとする。

- 2 財団は、前項の通知に際して必要な条件を付することができるものとする。
- 3 財団は、第1項の規定による交付の決定を行うに当たっては、前条第2項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付の申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。
- 4 財団は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 5 財団は、補助金の交付が適当でないとしたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第6条 財団は、補助金の交付を決定する場合において、当該交付の決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）に対し、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 補助事業者は、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行うべきこと。
- (2) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第4による事故報告書を財団に提出し、その指示を受けるべきこと。
- (3) 補助事業者は、第8条第1項各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ財団の承認を受けるべきこと。
- (4) 補助事業者は、補助事業の実施に関し契約をする場合において、補助事業の運営上競争入札によることが著しく困難又は不相当である場合を除き、競争入札によるべきこと。
- (5) 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、財団に届け出るべきこと。
- (6) 補助事業者は、財団が補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めたときは、財団の指示に従うべきこと。
- (7) 補助事業者は、財団が第16条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取消したときは、これに従うべきこと。
- (8) 補助事業者は、財団が第13条第3項の規定による補助金の返還を請求したときは、財団が指定する期日までに返還すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第13条第6項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。
- (9) 補助事業者は、財団が第16条第4項の規定による補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、財団が指定する期日までに返還するとともに、第16条第5項の規定に基づき、加算金を併せて納付すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第16条第6項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。
- (10) 補助事業者は、財団又は経済産業省が補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずべきこと。
- (11) 補助事業者は、補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、善良なる管理者の注意を持って管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。）しようとするときは、あらかじめ財団

の承認を受けるべきこと。

- (12) 補助事業者は、第19条第3項及び第20条第3項の規定に基づく取得財産等の処分により収入が生じたときは、財団の請求に応じ、その収入の全部又は一部を納付すべきこと。
- (13) 補助事業者は、第7条の規定に基づく当該交付の決定に係る申請の取り下げをしようとするときは、財団に報告しなければならない。
- (14) 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付規程の定めるところにより、消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額することとなる。ただし、交付申請書において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでない場合に適用する。
- (15) 補助事業者は、財団の指示するところにより、補助事業終了後、補助事業の効果等について、財団に報告しなければならない。

(申請の取下げ)

第7条 申請者は、第5条第1項の規定による交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金の交付の申請の取り下げをしようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に様式第5による交付申請取下げ届出書を財団に提出しなければならない。

(計画変更の承認等)

第8条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第6による計画変更承認申請書を財団に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の10パーセント以内の流用増減を除く。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし次に掲げる軽微な変更を除く。
 - (ア) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的に資するものと考えられる場合。
 - (イ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合。
- (3) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。
 - 2 財団は、前項に基づく計画変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。
 - 3 財団は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(債権譲渡の禁止)

第9条 補助事業者は、第5条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を財団の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

- 2 財団が第13条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が財団に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下

「債権譲渡特例法」という。) 第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、財団は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が財団に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

- (1) 財団は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
 - (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。
 - (3) 財団は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。
- 3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、財団が行う弁済の効力は、財団が支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

(状況報告)

第10条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況等について財団が要求したときは、速やかに様式第7による状況報告書を財団に提出しなければならない。

(実績報告)

- 第11条 補助事業者は、補助事業が完了(補助事業の廃止の承認を受けた場合を含む。)したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は当該会計年度の2月末日のいずれか早い日までに、様式第8による実績報告書を財団に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
 - 3 補助事業者は、補助事業が財団の会計年度内に終了しなかったときは、当該会計年度の3月末日までに、様式第9による年度末実績報告書を財団に提出しなければならない。
 - 4 補助事業者は、第1項又は前項の場合において、やむを得ない理由によりその提出ができない場合には、財団は期限について猶予することができる。

(補助事業の継承)

第12条 財団は、補助事業者について相続、法人の合併又は分割等により補助事業を行う者が変更される場合において、その変更により事業を継承する者が当該補助事業を継承して実施しようとするときは、様式第10による承継承認申請書をあらかじめ提出させることにより、その者が補助金の交付に係る変更前の補助事業を行う者の地位を継承する旨の承認を行うことができる。

(補助金の額の確定等)

第13条 財団は、第11条第1項の実績報告書を受領したときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第8条第1項の規定に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付された条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

る。

- 2 前項の補助金の額の確定は、配分された補助対象経費の区分ごとの実支出額に補助率を乗じて得た額と、これらに対応する区分ごとに交付決定された補助金の額（変更された場合は、変更された額）とのいずれか低い額の合計額とする。
- 3 財団は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が支払われているときは、期限を付して、その超える部分の補助金の返還を請求するものとする。
- 4 財団は、前項に基づき補助金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を、速やかに当該補助事業者へ通知するものとする。
 - (1) 返還すべき補助金の額
 - (2) 加算金及び延滞金に関する事項
 - (3) 納期日
- 5 財団は、補助事業者が第3項の規定による請求を受け、当該補助金を返還したときは、様式第11による返還報告書を提出させるものとする。
- 6 財団は、補助事業者が、返還すべき補助金を第4項第3号に規定する納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(補助金の支払)

- 第14条 財団は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に、補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、補助金の一部について概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第12による補助金精算（概算）払請求書を財団に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第15条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第13による消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を速やかに財団に提出しなければならない。
- 2 財団は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を請求するものとする。
 - 3 第13条第6項の規定は、前項の返還を請求する場合において準用する。

(交付決定の取消し等)

- 第16条 財団は、第8条第1項第3号の規定による申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第5条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。
- (1) 補助事業者が法令、要綱若しくは本規程又は本規程に基づく財団の処分若しくは指示に違反した場合。
 - (2) 補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適當な行為をした場合。
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

(5) 補助事業者が、別紙暴力団排除に関する制約事項に違反した場合。

- 2 前項の規定は、第13条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 財団は、第1項に基づく取消し又は変更をしたときは、速やかに補助事業者へ通知するものとする。
- 4 財団は、第1項の規定による取消しをした場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されている場合には、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。
- 5 財団は、前項の返還を請求したときは、第1項第4号に規定する場合を除き、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を併せて当該補助事業者から徴収するものとする。
- 6 第4項の規定に基づく補助金の返還については、第13条第4項から同条第6項の規定を準用する。この場合において、第13条第5項中「様式第11」とあるのは、「様式第14」と読み替えるものとする。

(加算金の計算)

- 第17条 財団は、補助金が2回以上に分けて交付されている場合においては、返還を請求した額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を請求した額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求した額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとして当該返還に係る加算金を徴収するものとする。
- 2 財団は、加算金を徴収する場合において、補助事業者の納付した金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

- 第18条 財団は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該未納付金からその納付金額を控除した額を基礎として当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算をするものとする。
- 2 前条第2項の規定は、前項の延滞金を徴収する場合に準用する。

(財産の管理等)

- 第19条 補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に委託し、実施させた場合における対応経費を含む）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等について様式第15による取得財産等管理台帳を備え、管理するとともに、当該年度に取得財産等があるときは、様式第15による取得財産等管理明細表を第11条第1項に定める実績報告書に添付して財団に提出しなければならない。
 - 3 財団は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると認められるときは、その収入の全部若しくは一部を財団に納付させることができるものとする。

(財産処分の制限等)

第20条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

2 取得財産等の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間とする。

3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ、様式第16による財産処分承認申請書を財団に提出し、その承認を受けなければならない。

4 前条第3項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

5 第2項の規定により定められた期間を経過した取得財産等を処分することにより得た収入については、前条第3項の規定は適用しない。

(情報管理及び秘密保持)

第21条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。

3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

(暴力団排除に関する誓約)

第22条 申請者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならない。交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(補助事業の経理等)

第23条 補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日又は補助事業の廃止の承認があった日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補助金調書)

第24条 補助事業者は、財団が特に必要と認めて指示したときは、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書及び決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、様式第17による調書を作成しなければならない。

附 則

この規程は、平成29年4月3日から施行する。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(別 記)

水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電実証モデル事業）

実施計画書の要件

1. 実施計画書に係る事業の実施の計画が確実かつ合理的であること。
2. 水力発電実証モデル事業の遂行によって、水力発電の低コスト化や設置可能箇所の導入拡大等に貢献する見込みがあること。
3. 水力発電実証モデル事業の実施による波及効果が見込まれること。

(別 表)

水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電実証モデル事業）

1. 実証設備設置等

区 分	内 容	補 助 率
人件費	実証設備設置等に必要な調査・設計・企画・調整等を行う職員等の人件費	2 / 3 以内
設計費	実証設備設置等に必要な実施設計費等	
設備費	実証設備設置等に必要な機械装置、制御盤、監視装置、配管類、送・配・変電設備及びこれらに附帯する設備の購入、製造（改造を含む）、据付け、輸送、保管に要する費用 （ただし、土地の取得及び賃借料を除く。）	
工事費	実証設備設置等に不可欠な工事に必要な経費	

2. 実証試験

区 分	内 容	補 助 率
人件費	実証試験に直接従事した研究員費、補助員費	2 / 3 以内
事業費	実証試験に直接要した経費等（外注費、リース料等）	

様式第1

番 号
平成 年 月 日

一般財団法人 新エネルギー財団
会 長 殿

住 所
申請者 名 称
代表者等名 印

平成 年度水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電実証モデル事業）交付申請書

水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電実証モデル事業）交付規程第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1. 補助事業の名称
2. 補助事業の目的
3. 補助事業の開始及び完了予定日
 - (1) 当年度の事業期間 年 月 日 ～ 年 月 日
 - (2) 全体の事業期間 年 月 日 ～ 年 月 日
4. 水力発電実証モデル事業の内容
 - (1) 補助事業の内容
 - (2) 補助事業の実施計画
 - (3) 補助金交付申請額
 - ① 補助事業に要する経費
 - ② 補助対象経費
 - ③ 補助金交付申請額
 - (4) 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額並びに区分ごとの配分（別紙1）
 - (5) 補助事業に要する経費の区分ごとの四半期別発生予定額（別紙2）

※一般財団法人新エネルギー財団の水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電実証モデル事業）は、経済産業省が定めた水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価等支援事業）交付要綱第3条に基づく国庫補助金を補助事業者に交付するものです。

(別紙1)

補助事業に要する経費の配分

(単位：円)

区 分	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助率	補助金の額
合 計				

(別紙2)

補助事業に要する経費の四半期別発生予定額

(単位：円)

区 分	補助事業に要する経費				
	第1・四半期	第2・四半期	第3・四半期	第4・四半期	計
合 計					

様式第2

実施計画書

1. 補助事業の名称
2. 事業実施者（名称及び代表者の氏名及び住所・担当者連絡先）
3. 水力発電実証モデル事業
 - (1) 補助事業の内容
 - (2) 事業の実施場所
 - (3) 水力発電設備の概要
 - (4) 設備設置工事の概要
 - (5) 年間エネルギー発生量と経済性
 - (6) 発生電力の利用場所及び用途等
 - (7) 実施計画
 - ①当該年度事業実施内容
 - ②年度別事業実施内容
 - ③事業実施予定スケジュール（別紙3）
 - (8) 事業費
 - ①事業経費の配分（別紙4）
 - ②資金調達の予定（別紙5）
 - (9) 事業の実施体制（別紙6）
 - (10) 取組の先進性等
 - ①取組の先進性
 - ②事業の波及性、効果性
 - (11) 事業実施に関連する事項
 - ①他の補助金との関係
 - ②許認可、権利関係等事業実施の前提となる事項及び実施上問題となる事項

(別紙3)

事業実施予定スケジュール

<平成 年度>

項 目	平成 年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3

(注1) 平成 年度のスケジュールを記載すること。

(注2) 事業が複数年度にわたる場合は下記の表も作成すること。

(注3) 補助対象外で事業に関係する工事がある場合は、その工程も記載すること。

<全体>

項 目	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度

(別紙5)

資金の調達予定<全体>又は<年度> (単位：千円)

総事業費 (区分別)	補助金交付 申請予定額	地 方 負 担 分 内 訳					
		県負担額	予算措置 の状況	市町村 負担額	予算措置 状況	その他 負担額	予算措置 の状況

- (注) 1. 予算措置の状況欄には、借入、起債、自己資金等の資金調達方法及びその見通しについて記載のこと。
2. 県又は市町村の負担額（助成額）がある場合には、その制度・内容がわかる資料を添付のこと。
3. 事業が2年以上にわたる場合には、年度別に記載のこと。

(別紙6)

補助事業実施体制

1. 事業者実施体制
2. 発注フロー図
3. 責任体制

様式第3

番 号
年 月 日

申請者 名 称

代表者等名

殿

一般財団法人新エネルギー財団
会 長

平成 年度水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電実証モデル事業）交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号をもって申請があった平成 年度水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電実証モデル事業）については、水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電実証モデル事業）交付規程第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、平成 年 月 日付け 第 号をもって申請があった平成 年度水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電実証モデル事業）交付申請書の補助事業の内容欄記載のとおりとする。
2. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費、補助対象経費又は補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助事業に要する経費	円
補助対象経費	円
補助金の額	円

補助対象経費の配分及びこの配分された経費に対応する補助金の額は、次のとおりとする。

(その区分)

(実証設備設置等経費)

(単位：円)

区 分	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助金の額
1. 人件費 2. 設計費 3. 設備費 4. 工事費 5. 消費税			
合 計			

(実証試験経費)

区 分	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助金の額
1. 人件費 2. 事業費 3. 消費税			
合 計			

3. 補助金の額の確定は、配分された補助対象経費の区分ごとの実支出額に補助率を乗じて得た額と、これらに対応する補助金の額（変更された場合は、変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額とする。
4. 補助事業者は、以下の交付条件に従って補助事業を実施しなければならない。
 - (1) 補助事業者は、水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電実証モデル事業）交付規程（平成29年4月3日29エネ財水第10号。以下「交付規程」という。）、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行うべきこと。
 - (2) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第4による事故報告書を財団に提出し、その指示を受けるべきこと。
 - (3) 補助事業者は、交付規程第8条第1項各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ財団の承認を受けるべきこと。
 - (4) 補助事業者は、補助事業の実施に関し契約をする場合において、補助事業の運営上競争入札によることが著しく困難又は不適當である場合を除き、競争入札によるべきこと。
 - (5) 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、財団に届け出るべきこと。
 - (6) 補助事業者は、財団が補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めたときは、財団の指示に従うべきこと。
 - (7) 補助事業者は、財団が交付規程第16条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取消したときは、これに従うべきこと。
 - (8) 補助事業者は、財団が交付規程第13条第3項の規定による補助金の返還を請求したときは、財

団が指定する期日までに返還すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、交付規程第13条第6項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。

- (9) 補助事業者は、財団が交付規程第16条第4項の規定による補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、財団が指定する期日までに返還するとともに、交付規程第16条第5項の規定に基づき、加算金を併せて納付すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、交付規程第16条第6項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。
- (10) 補助事業者は、財団が補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずべきこと。
- (11) 補助事業者は、補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、善良なる管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。）しようとするときは、あらかじめ財団の承認を受けるべきこと。
- (12) 補助事業者は、交付規程第19条第3項及び第20条第3項の規定に基づく取得財産等の処分により収入が生じたときは、財団の請求に応じ、その収入の全部又は一部を納付すべきこと。
- (13) 補助事業者は、交付規程第7条の規定に基づく当該交付の決定に係る申請の取下げをしようとするときは、財団に報告しなければならない。
- (14) 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付規程の定めるところにより、消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額することとなる。
ただし、交付申請書において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでない場合に適用する。
- (15) 補助事業者は、財団の指示するところにより、補助事業終了後、補助事業の効果等について、財団に報告しなければならない。

5. 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従わなければならない。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意すること。
また、履行補助者等の不正経理等の防止に万全を期すこと。

- (1) 適正化法第17条の規定による交付決定の取消、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条第1項の規定による加算金の納付
- (2) 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則
- (3) 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
- (4) 財団の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- (5) 補助事業者等の名称及び不正内容の公表

（注）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

※一般財団法人新エネルギー財団の水水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電実証モデル事業）は、経済産業省が定めた水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価等支援事業）交付要綱第3条に基づく国庫補助金を補助事業者に交付するものです。

様式第4

番 号
年 月 日

一般財団法人新エネルギー財団
会 長 殿

住 所
申請者 名 称
代表者等名 印

平成 年度水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電実証モデル事業）事故報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助金に係る補助事業の事故について、水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電実証モデル事業）交付規程第6条第1項第2号の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称
2. 事故の原因及び内容
3. 事故に係る金額 金 円
4. 事故に対して採った措置
5. 事故が補助事業に及ぼす影響
6. 補助事業の遂行及び完了予定日

（注）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

※一般財団法人新エネルギー財団の水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電実証モデル事業）は、経済産業省が定めた水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価等支援事業）交付要綱第3条に基づく国庫補助金を補助事業者に交付するものです。

一般財団法人新エネルギー財団

会 長 殿

住 所
申請者 名 称
代表者等名

印

平成 年度水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電実証モデル事業）
交付申請取下げ届出書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助金に係る補助事業の交付申請は、下記のとおり取り下げることとしたので、水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電実証モデル事業）交付規程第7条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 補助事業の名称
2. 交付の申請の取下げ理由
3. 取り下げられた交付の申請に係る補助対象経費及び補助金の額
 - (1) 補助対象経費
 - (2) 補助金の額

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

※一般財団法人新エネルギー財団の水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電実証モデル事業）は、経済産業省が定めた水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価等支援事業）交付要綱第3条に基づく国庫補助金を補助事業者に交付するものです。

一般財団法人新エネルギー財団

会 長 殿

住 所
申請者 名 称
代表者等名

印

平成 年度水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電実証モデル事業）
計画変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助金に係る補助事業計画を下記のとおり変更したいので、水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電実証モデル事業）交付規程第8条第1項の規定に基づき、承認を申請します。

記

1. 補助事業の名称
2. 計画変更の内容
3. 計画変更の理由
4. 計画変更が補助事業に及ぼす影響及び効果
5. 計画変更後の経費の配分（別紙）

- （注） 1. 中止又は廃止にあつては、その後の措置を含めてこの様式に準じて申請すること。
2. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

※一般財団法人新エネルギー財団の水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電実証モデル事業）は、経済産業省が定めた水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価等支援事業）交付要綱第3条に基づく国庫補助金を補助事業者に交付するものです。

(別 紙)

計 画 変 更 後 の 経 費 の 配 分

(単位：円)

区 分	補助事業に要する経費			補助対象経費			補 助 率	補助金の額		
	配分 済額	変更額	改配 分額	配分 済額	変更額	改配 分額		配分 済額	変更額	改配 分額
合 計										

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第7

番 号
年 月 日

一般財団法人新エネルギー財団

会 長 殿

住 所
申請者 名 称
代表者等名

印

平成 年度水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電実証モデル事業）状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助金に係る補助事業の状況について、水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電実証モデル事業）交付規程第10条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称
2. 補助事業の遂行状況
3. 補助対象経費の区分収支状況 （別紙）

（注）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

※一般財団法人新エネルギー財団の水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電実証モデル事業）は、経済産業省が定めた水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価等支援事業）交付要綱第3条に基づく国庫補助金を補助事業者に交付するものです。

(別 紙)

補 助 対 象 経 費 の 区 分 収 支 状 況

(単位：円)

区 分	補 助 対 象 経 費		
	配 分 済 額	実 績 額 (年月日～年月日)	支 出 見 込 額 (年月日～年月日)
合 計			

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

一般財団法人新エネルギー財団

会 長 殿

住 所
申請者 名 称
代表者等名

印

平成 年度水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電実証モデル事業）実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助金に係る補助事業が完了しましたので、水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電実証モデル事業）交付規程第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 実施した補助事業
 - (1) 補助事業の名称
 - (2) 補助事業の内容
 - (3) 補助事業の効果
2. 補助金の交付決定額及び交付決定年月日
3. 補助金受領額及び受領年月日
 - (1) 受領額
 - (2) 内訳
 - ①第 回概算払額
 - ②第 回概算払額
4. 補助事業の収支決算
 - (1) 収入・支出の総額
 - (2) 収支明細表（別紙）

（注）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

※一般財団法人新エネルギー財団の水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電実証モデル事業）は、経済産業省が定めた水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価等支援事業）交付要綱第3条に基づく国庫補助金を補助事業者に交付するものです。

(別紙)

収支明細表

(単位：円)

区分	交付決定額					
	交付決定額		流用増減額		流用後交付決定額	
	補助対象 経費	補助金の額	補助対象 経費	補助金の額	補助対象 経費	補助金の額
合計						

(単位：円)

区分	決算額						
	収入	支出				差引	備考
	補助金の 収入額	補助対象経 費の実績額	補助対象 経費	補助率	補助金 の額	補助金 返納額	
合計							

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

一般財団法人新エネルギー財団

会 長 殿

住 所
申請者 名 称
代表者等名

印

平成 年度水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電実証モデル事業）
年度末実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助金に係る補助事業について、水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電実証モデル事業）交付規程第11条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 実施した補助事業

- (1) 補助事業の名称
- (2) 補助事業の内容
- (3) 補助事業の効果

2. 補助金交付決定額及び交付決定年月日

3. 補助金受領額及び受領年月日

- (1) 受領額
- (2) 内 訳

①第 回概算払額

②第 回概算払額

4. 補助事業の収支決算

- (1) 収入・支出の総額
- (2) 収支明細表（別紙）

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

※一般財団法人新エネルギー財団の水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電実証モデル事業）は、経済産業省が定めた水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価等支援事業）交付要綱第3条に基づく国庫補助金を補助事業者に交付するものです。

(別紙)

収支明細表

(単位：円)

交付決定額 及び 決算額 区分	交 付 決 定 額						交付決定額のうち 翌年度への繰越額	
	交付決定額		流用増減額		流用後交付決定額		補助対象 経費	補助金 の額
	補助対象 経費	補助金 の額	補助対象 経費	補助金 の額	補助対象 経費	補助金 の額		
合 計								

(単位：円)

区 分	決 算 額						
	収 入	支 出				差 引	備 考
	補助金の 収入額	補助対象経 費の実績額	補助対象 経費	補助率	補助金の額	補助金 返納額	
合 計							

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

一般財団法人新エネルギー財団

会 長 殿

住 所
申請者 名 称
代表者等名

印

平成 年度水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電実証モデル事業）
承継承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助金に係る補助事業の地位を継承し、当該補助事業を継承して実施したいので、水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電実証モデル事業）交付規程第12条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 旧補助事業者名
2. 補助事業の地位の継承理由
3. 補助事業の名称
4. 補助事業の内容
5. 交付決定通知の日付及び番号
6. 交付決定通知書に記載された補助金の額
7. 既に交付を受けている補助金の額

（注）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

※一般財団法人新エネルギー財団の水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電実証モデル事業）は、経済産業省が定めた水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価等支援事業）交付要綱第3条に基づく国庫補助金を補助事業者に交付するものです。

一般財団法人新エネルギー財団

会 長 殿

住 所
申請者 名 称
代表者等名

印

平成 年度水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電実証モデル事業）
返還報告書（確定に係るもの）

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助金に係る額の確定を受けたことに伴い、既に交付を受けている補助金のうち当該確定額を超える部分について返還したので、水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電実証モデル事業）交付規程第13条第5項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称
2. 補助金確定通知額及び年月日
3. 既に交付を受けている補助金の額
4. 返還を請求された金額及び年月日
5. 返還すべき金額及び年月日
6. 返還した金額及び年月日
 - (1) 返還金
 - (2) 延滞金
7. 延滞金の算出根拠
8. 未返還金額
 - (1) 返還金
 - (2) 延滞金

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

※一般財団法人新エネルギー財団の水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電実証モデル事業）は、経済産業省が定めた水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価等支援事業）交付要綱第3条に基づく国庫補助金を補助事業者に交付するものです。

一般財団法人新エネルギー財団

会 長 殿

住 所
申請者 名 称
代表者等名

印

平成 年度水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電実証モデル事業）精算(概算)払請求書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助金の精算（第 回概算）払を受けたいので、水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電実証モデル事業）交付規程第14条第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 補助事業の名称

2. 精算（概算）払請求金額 金 円

3. 請求金額の内訳（別紙）

4. 概算払を必要とする理由（概算払の場合に限る）

5. 振込先

銀行 支店 預金種別 口座番号
名義（フリガナ）

（注）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

※一般財団法人新エネルギー財団の水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電実証モデル事業）は、経済産業省が定めた水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価等支援事業）交付要綱第3条に基づく国庫補助金を補助事業者に交付するものです。

(別 紙)

請 求 金 額 の 内 訳

(単位：円)

区 分	補助対象経費の額			補助率	補助金の額		
	配分済額	実績額 (年月日 年月日)	支出見込額 (年月日 年月日)		配分済額	前回まで の受領額	今 回 請求額
合 計							

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

一般財団法人新エネルギー財団
会 長 殿

住 所
申請者 名 称
代表者等名

印

平成 年水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電実証モデル事業）
消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書

水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電実証モデル事業）交付規程第15条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称
2. 補助金額（交付規程第13条第1項による額の確定額）
3. 補助金の確定時における消費税等仕入控除税額
4. 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税等仕入控除税額
5. 補助金返還相当額（4. - 3.）

- (注) 1. 別紙として積算の内訳を添付すること。
2. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

※一般財団法人新エネルギー財団の水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電実証モデル事業）は、経済産業省が定めた水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価等支援事業）交付要綱第3条に基づく国庫補助金を補助事業者に交付するものです。

一般財団法人新エネルギー財団
会 長 殿

住 所
申請者 名 称
代表者等名 印

平成 年度水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電実証モデル事業）
返還報告書（取消しに係るもの）

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助金に係る補助事業について、水力
発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電実証モデル事業）交付規程第16条第6項の規定に基
づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称
2. 既に交付を受けている補助金の額
3. 返還を請求された金額及び年月日
4. 返還した金額及び年月日
 - (1) 返還金
 - (2) 加算金
 - (3) 延滞金
5. 加算金及び延滞金の算出根拠
6. 未返還金額
 - (1) 返還金
 - (2) 加算金
 - (3) 延滞金

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

※一般財団法人新エネルギー財団の水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電実証モデル事
業）は、経済産業省が定めた水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価等支援
事業）交付要綱第3条に基づく国庫補助金を補助事業者に交付するものです。

様式第15

取得財産等管理台帳（取得財産等明細表）
[平成 年度]

(単位：円)

区分 財産名	規格	数量	単価	金額	取得 年月日	耐用 年数	保管 場所	補助率	備考

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本交付規程第20条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、(ア) 不動産、(イ) 船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック、(ウ) (ア) (イ) に掲げるものの従物、(エ) 車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、(オ) 無形資産、(カ) 開発研究用資産、(キ) その他の物件とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は検収年月日を記載すること。
5. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

一般財団法人新エネルギー財団

会 長 殿

住 所
申請者 名 称
代表者等名

印

平成 年度水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電実証モデル事業）
財産処分承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助金に係る補助事業について、水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電実証モデル事業）交付規程第20条第3項の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

記

1. 補助事業の名称
2. 処分しようとする財産及びその理由（注1）

財産の名称	財産名 (仕様)	数 量	処分の方法	処分の理由	備 考 (処分の時期等)

3. 相手方（住所、氏名、使用の場所及び流用の目的）（注2）

4. 処分の条件（注2）

（注1）処分の方法として転用、譲渡、交換、担保に供する処分、取壊し、廃棄の別を記載する。自己使用の場合は用途を記載する。

（注2）譲渡、交換、担保に供する処分の相手方のある場合は、それぞれの相手方及び条件について記載する。自己使用の場合は不用。

（注3）取得財産が共有の場合は、備考に共有相手先及び共有比率を記載すること。

（注4）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

※一般財団法人新エネルギー財団の水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電実証モデル事業）は、経済産業省が定めた水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価等支援事業）交付要綱第3条に基づく国庫補助金を補助事業者に交付するものです。

一般財団法人新エネルギー財団

団体名

(単位：円)

国			地方公共団体										備 考	
歳出予算 科 目	交付決定 の 額	補助率	歳 入			歳 出								
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補 助金相当額	支出済額	うち国庫補 助金相当額	翌年度 繰越金	うち国庫補 助金相当額		

(記載事項)

1. 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目（交付決定が目の細分において行われる場合は、目の細分まで）を記載すること。なお、経済産業大臣が補助金等の補助要綱又は補助条件等によって、補助事業等に要する経費の配分の変更について、経済産業大臣の承認を要するものと規定している場合においては、他に流用することについて承認を要するものとして配分された経費に対する補助金等の額の区分名を特掲し、その他の経費に対する補助金等の額については、一括して「その他」の区分名を用いて記載すること。
 2. 補助事業者の「科目」は、歳入にあつては款、項、目、節を、歳出にあつては款、項、目をそれぞれ記載すること。なお、歳出にあつては、前記1.ただし書により国の歳出予算科目欄において補助事業等に要する経費の配分に応じて補助金等の額の区分名を記載する場合において、これに対応する経費の配分が目の内訳に係るときは、当該経費の配分の目を内訳として記載すること。
 3. 「予算現額」は、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
 4. 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。
 5. 補助事業者の補助事業者の歳出予算額の繰越が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準ずること。この場合において、補助事業者の歳入の「科目」は「前年度繰越金」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字下欄に国庫補助金額を内書（ ）をもって附記すること。
- ※一般財団法人新エネルギー財団の水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電実証モデル事業）は、経済産業省が定めた水力発電の導入促進のための事業費補助金（水力発電事業性評価等支援事業）交付要綱第3条に基づく国庫補助金を補助事業者に交付するものです。